

第2次

珠洲市都市計画

2017-2027

マスタープラン

Suzu City

City Planning
of Suzu

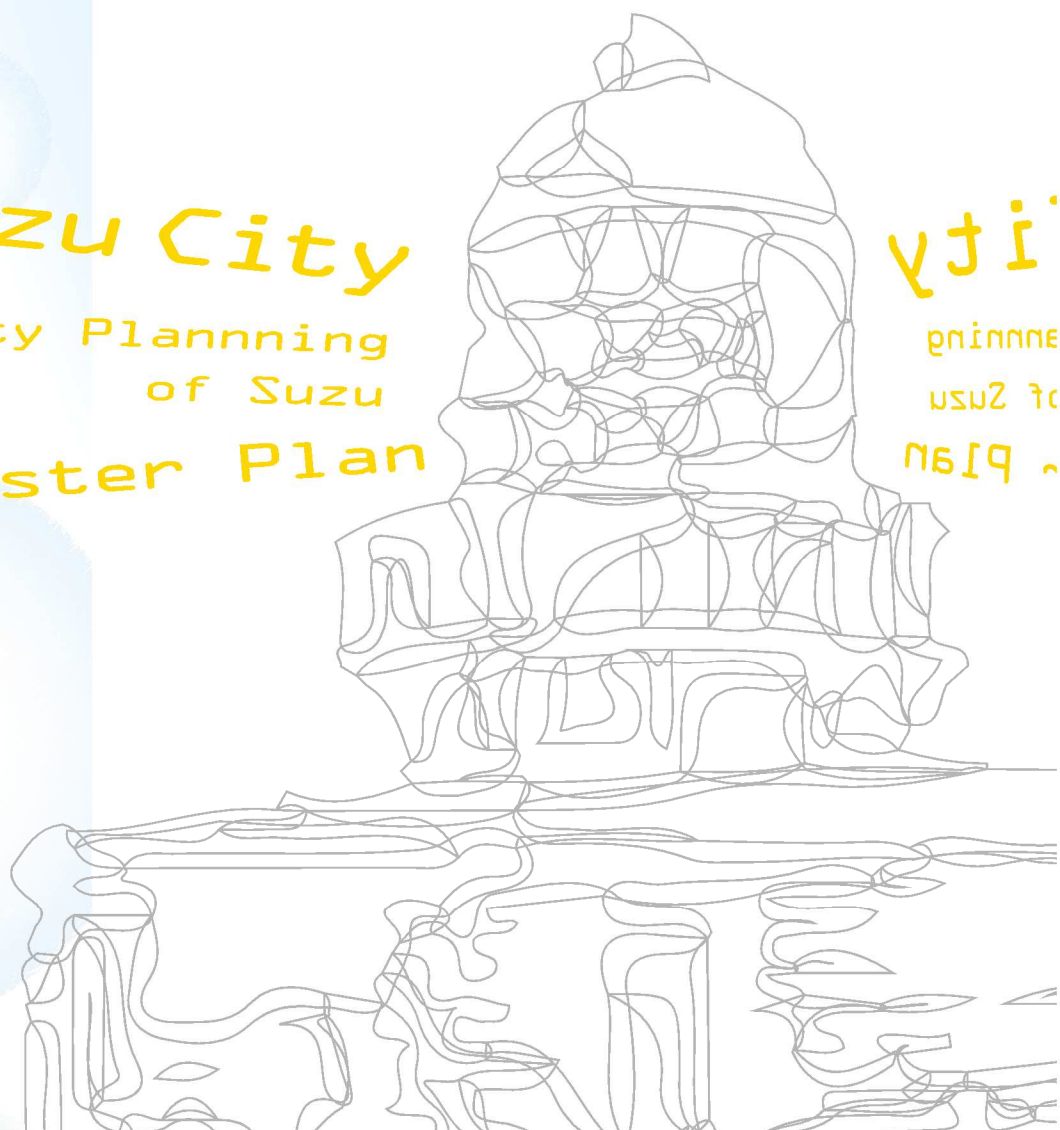
Master Plan

珠洲市

City Planning

of Suzu

Master Plan



目 次

序 章. 都市計画マスタープランとは

- 序-1. 計画策定の背景と目的…………… 1
- 序-2. 都市計画マスタープランの概要…………… 1

第1章. 都市の概況

- 1-1. 位置・面積…………… 3
- 1-2. 珠洲市の現況…………… 3

第2章. 市民アンケート

- 2-1. 調査の概要…………… 11
- 2-2. 市民アンケート結果の概要（都市計画に関する内容を抽出）…………… 11

第3章. 都市課題の整理

- 3-1. 都市課題の整理…………… 14

第4章. 上位計画・関連計画

- 4-1. 上位計画…………… 17

第5章. 都市づくりの将来像

- 5-1. 都市の将来像…………… 21
- 5-2. 都市づくりの3つの視点…………… 21
- 5-3. 都市づくりの方向性（目標）…………… 22
- 5-4. 都市づくりの目標値…………… 25
- 5-5. 将来都市構造…………… 26

第6章. 都市整備の方針

- 6-1. 都市計画区域の方針…………… 28
- 6-2. 土地利用の方針…………… 29
- 6-3. 交通施設整備の方針…………… 33
- 6-4. 公園緑地などの方針…………… 37
- 6-5. 生活関連施設整備の方針…………… 40
- 6-6. 自然環境保全およびまちなか環境形成の方針…………… 43
- 6-7. 景観形成の方針…………… 44
- 6-8. 防災の方針…………… 45

序 章. 都市計画マスタープランとは

序—1. 計画策定の背景と目的

1) 都市計画マスタープラン策定の背景

- ・ 珠洲市は平成 4 年の都市計画法の改正を受け、平成 14 年 3 月に「珠洲都市計画マスタープラン」を策定し、この計画に沿ってまちづくりが進められてきた。
- ・ 近年は、少子高齢化、人口減少、多発する自然災害など、珠洲市を取り巻く環境は大きく変化しており、珠洲市の都市計画においてもこれらの変化に対応できるよう、更新が必要となっている。
- ・ 「第 2 次珠洲市都市計画マスタープラン」は、これまでのまちづくりの方針を踏まえながら、今後 10 年間における都市整備の基本方針を定めるものである。

2) 計画の位置付け

- ・ 都市計画マスタープランは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や珠洲市の最上位計画である「珠洲市まちづくり総合指針」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものである。珠洲市の土地利用の規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備などは、本計画に基づいて決定されることとなる。

序—2. 都市計画マスタープランの概要

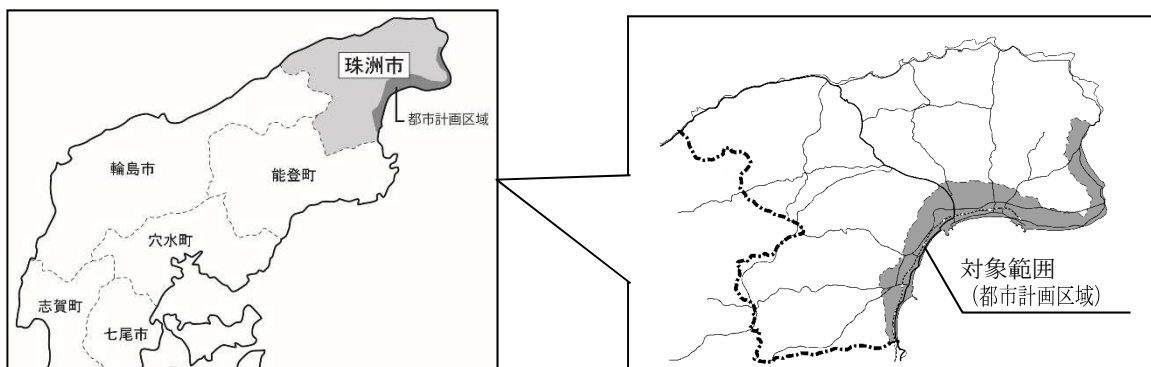
1) 目標年次

- ・ 平成 39 年度を本計画の目標年次とする。

2) 対象区域

- ・ 珠洲都市計画区域を本計画の主な対象範囲とする。
- ・ 道路網など市域全域での計画が必要なものなど、必要に応じ「珠洲市全域」「都市計画区域」「市街地」の区分で位置付けるものとする。

【対象範囲（都市計画区域）】

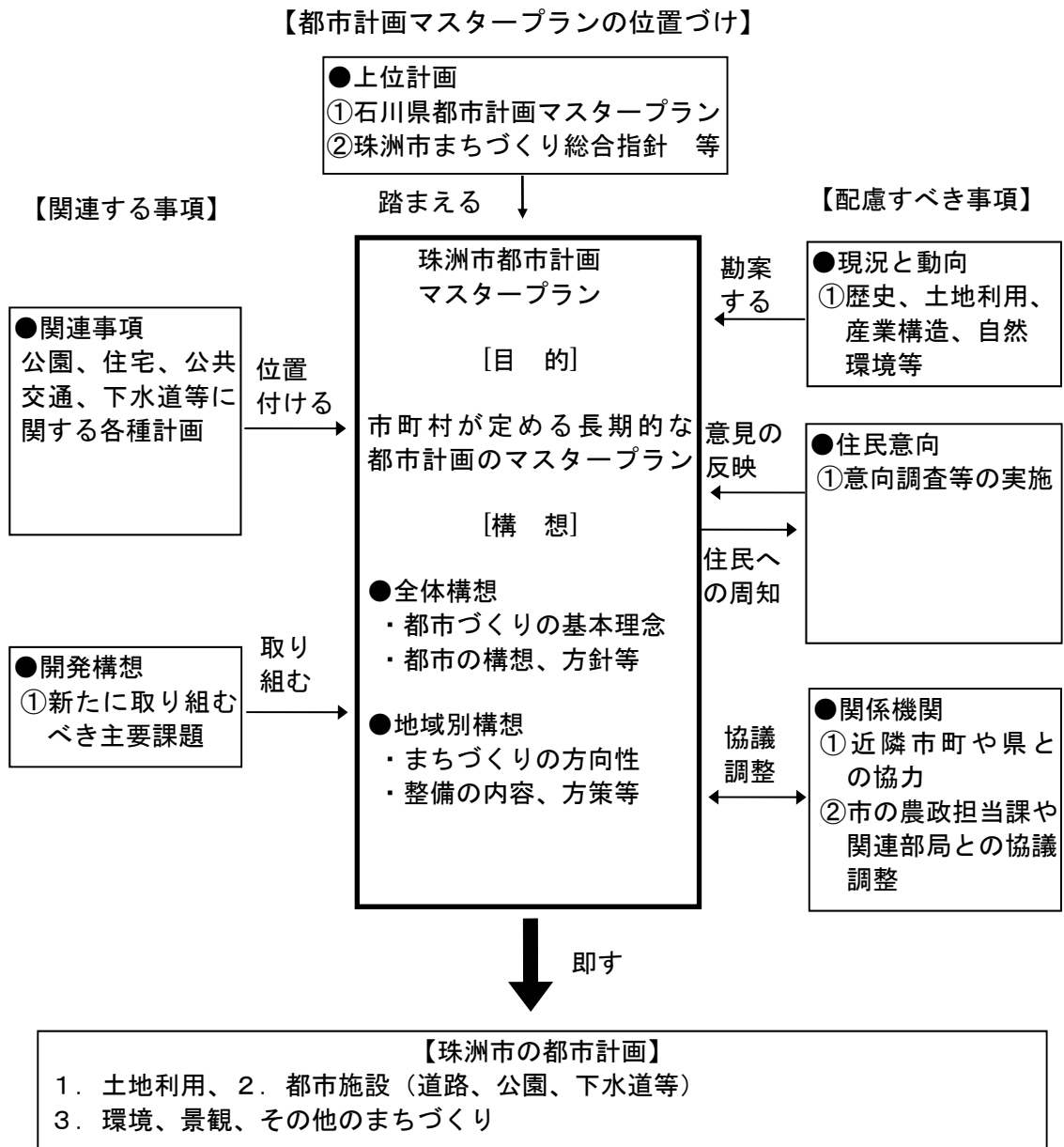


3) 計画の見直しについて

- ・概ね5年ごとに行われる都市計画基礎調査に基づき、本計画の前提条件となる諸条件(人口フレーム、土地利用等)のチェックを行い、必要に応じて、柔軟に計画を見直すものとする。
- ・広域的な上位計画や総合計画が改定される場合には、その改定にあわせて調整を図りつつ、本計画の改定を検討する。

4) 都市計画マスタープランの構成

- ・都市計画マスタープランは、都市計画の目標、生活像、産業構造、自然的環境などのビジョンを踏まえた目指すべき都市像(テーマや理念)、その実現のための整備方針(土地利用、市街地整備、都市施設整備、自然および都市環境、景観、防災)などを総合的に示すものである。

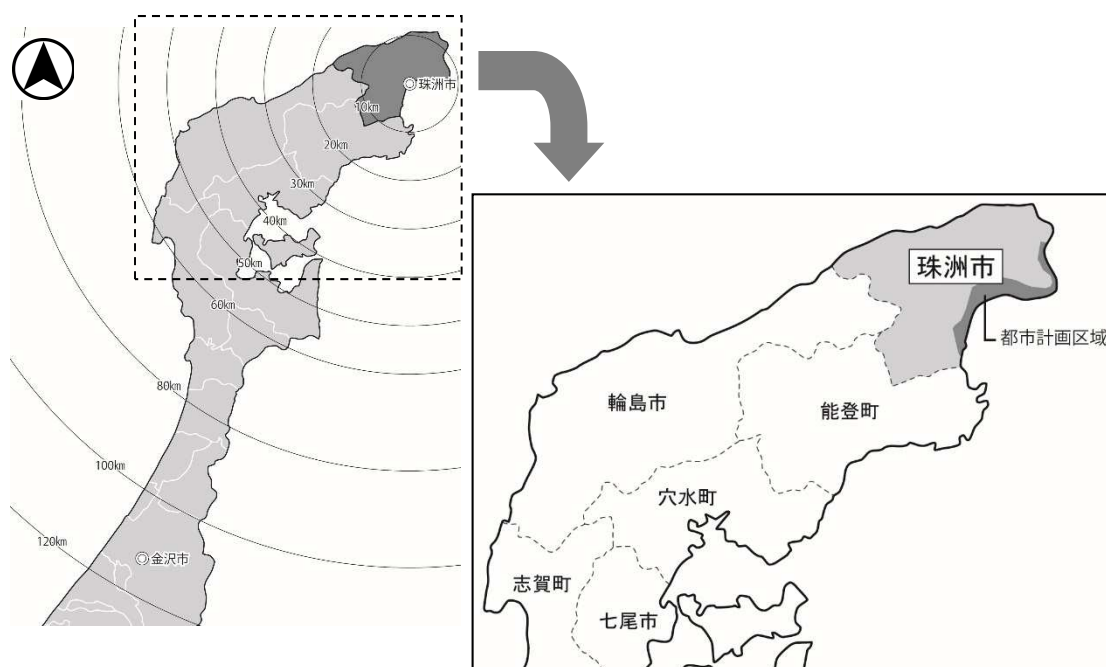


第1章. 都市の概況

1—1. 位置・面積

- ・珠洲市は、日本海に突き出た能登半島の先端部にあり、県都である金沢市まで直線距離で約110km、車で約2時間30分に位置している。
- ・行政区域面積247.20km²のうち、内浦海岸部の29.8km²が都市計画区域となっている。

【珠洲市の位置】



1—2. 珠洲市の現況

1) 歴史文化など

①歴史・沿革

- ・珠洲の歴史は古く、先史から古代にかけて日本海を通じた交易や文化交流などにより繁栄し、海を中心とした独特の“能登文化圏”を築き上げてきたとされる。
- ・昭和29年に、珠洲郡11町村のうち宝立・飯田・正院の3町、上戸・若山・直・蛸島・三崎・西海の6ヶ村が合併して珠洲市となった。

②風土・文化財など

- ・文化財としては、県内最古の民家建築とされる「黒丸家住宅」や重要無形民俗文化財の農耕儀礼「奥能登のあえのこと」など、国文化財・記念物が9件、県文化財・記念物が15件など貴重な文化財が数多く残されている。
- ・伝統的な祭りとして、「飯田町燈籠山祭り」や「宝立七夕キリコまつり」など、能登の自然と風土から生まれた独自の祭りが数多く行われている。
- ・地域の持つ豊かな里山里海の恵みを生かした「揚げ浜式製塩」などの産業や農林水産業、あえのことや祭りなどの特色ある伝統文化が受け継がれてきた生活様式や生物多様性などが評価され、平成23年に「世界農業遺産（GIAHS）」として認定されている。

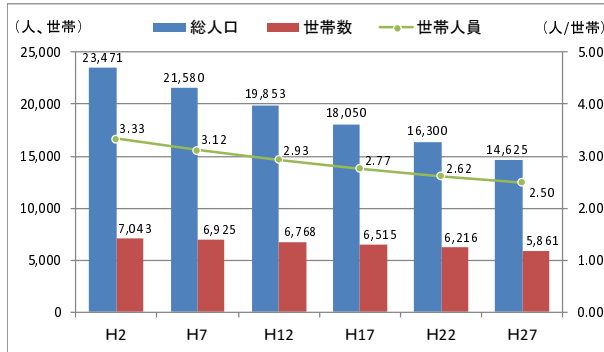


2) 人口

①人口・世帯数の推移

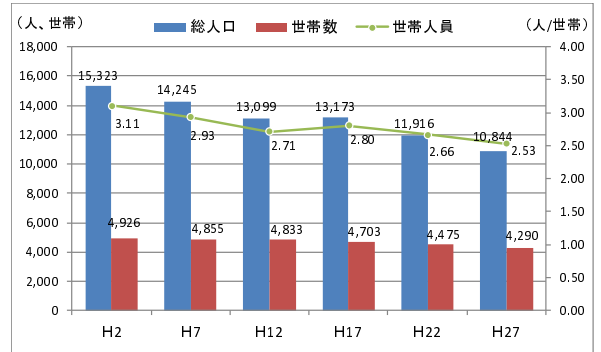
- ・ 珠洲市の人口は平成 27 年で 14,625 人であり、依然として減少傾向が続いている。
- ・ 都市計画区域内人口は、平成 27 年で 10,844 人と市全域の 74.1%を占めている。
- ・ 世帯人員も減少傾向にあり、平成 27 年で 2.50 人/世帯となっている。

【人口・世帯数の推移（行政区域）】



資料：国勢調査

【人口・世帯数の推移（都計区域）】

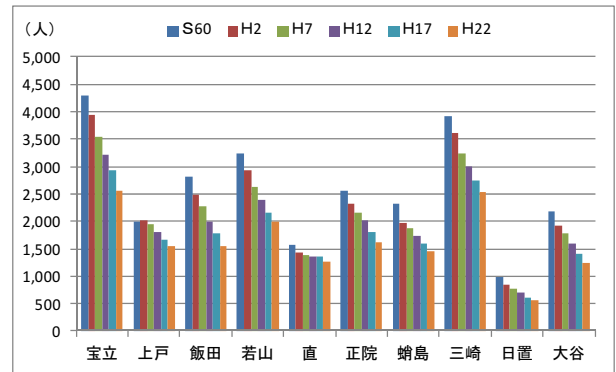


資料：珠洲市都市計画基礎調査

②地区別人口

- ・ 地区別人口の推移をみると、全ての地区を通して、人口は減少傾向を示しているが、直地区では他地区に比べて減少率が鈍化している。

【地区別人口の推移（行政区域）】

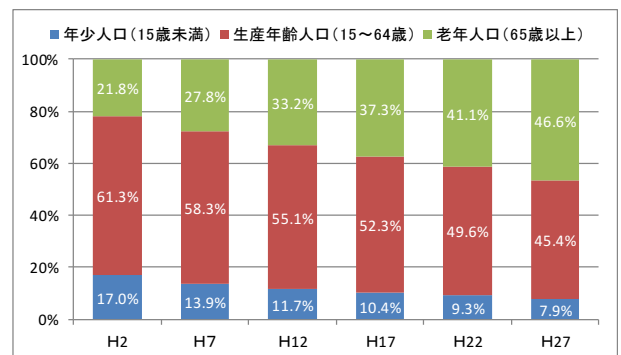


資料：統計すず

③年齢階級別人口

- ・ 年齢階級別人口をみると、平成 27 年の老年人口の割合が 46.6%と平成 2 年と比べて約 2.1 倍に増加しており、高齢化が進行している。
- ・ 年少人口の割合は 7.9%にまで減少しており、少子化も進行していることがうかがえる。

【年齢階級別人口割合の推移（行政区域）】

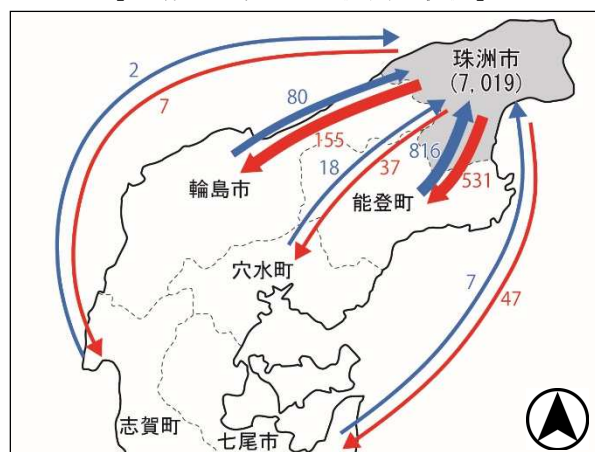


資料：国勢調査

④流出入人口（15歳以上）

- 平成22年における就業・通学による流出入状況をみると、流出人口：869人、流入人口：1,002人と若干ではあるが流入数が多く、昼間人口は16,433人（昼間人口率：100.8%）となっている。
- 主な流出・流入先はどちらも能登町が多くなっているが、多くは珠洲市内における通勤・通学となっている。

【通勤・通学による流出入状況】



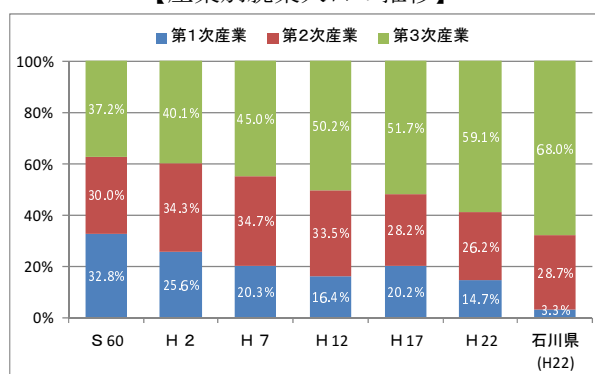
資料：国勢調査（H22）

3) 産業

①産業構造

- 珠洲市は、漁業をはじめ第1次産業の就業割合が高いが、近年の後継者不足などによりその割合は減少し、平成22年では14.7%となっている。
- 石川県全体と比較すると、珠洲市では第1次産業の割合が約4.5倍となっている。

【産業別就業人口の推移】

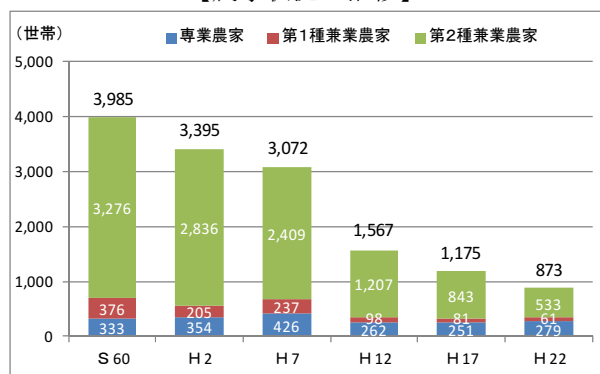


資料：国勢調査

②農林水産業

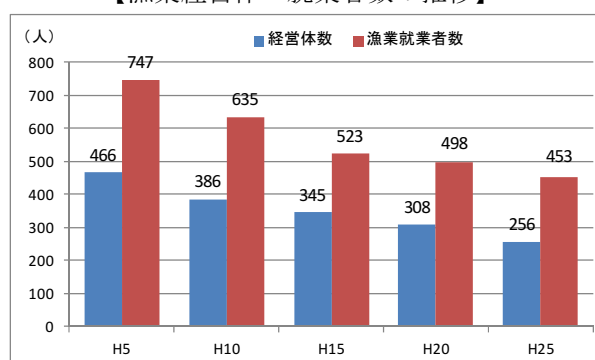
- 農業は、稲作をはじめ、かぼちゃ、ブロッコリーなどの栽培を主としているが、農家数・生産額ともに減少傾向にある。
- 漁業は、蛸島漁港や鶴飼漁港など7つの漁港（10地区）があり、かつてはイワシやサバ漁などで賑わったが、近年、経営体や就業者数の減少などがみられる。

【農家状況の推移】



資料：統計せず

【漁業経営体・就業者数の推移】



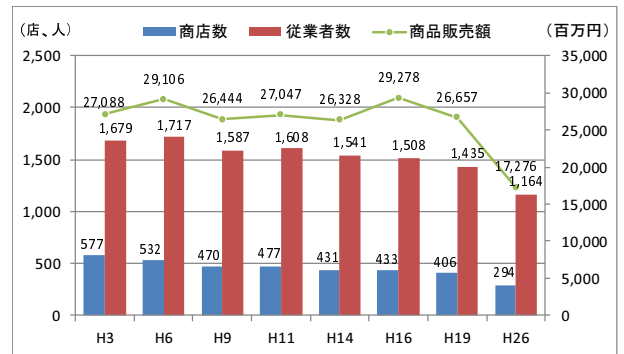
資料：統計せず



③商業

- ・商業は、商店数や従業者数が減少し続けており、商品販売額においても平成16年以降は、減少に転じている。

【商業の推移】

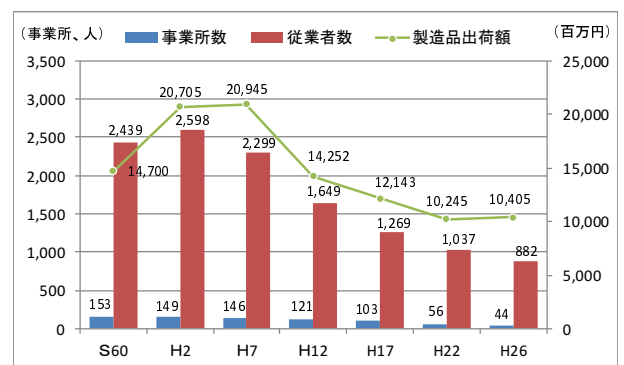


資料：商業統計

④工業

- ・工業は、事業所数が昭和60年以降は減少し続けており、製造品出荷額においても平成7年から減少傾向にある中、市として企業誘致の促進に努めている。
- ・地場産業として、能登半島に分布する珪藻土を利用した七輪や耐熱レンガなどの珪藻土工業などが盛んである。

【工業の推移】



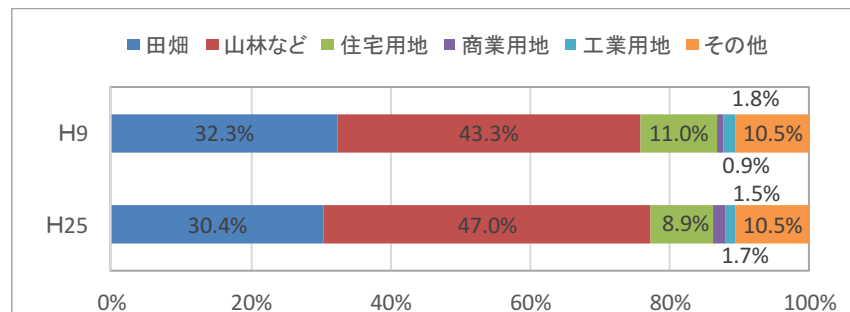
資料：工業統計

4) 土地利用

①土地利用状況

- ・珠洲市の都市計画区域内における土地利用状況は、8割近くが田畑や山林などの自然的土地利用で占められており、豊富な自然環境に恵まれている。
- ・都市的土地利用では、住宅用地が多くを占め、商業用地及び工業用地としての利用は少ない。また、平成9年に比べ「山林など」の割合は増加する一方で、住宅地の割合については、減少がみられる。

【土地利用状況図 (H9 と H25)】



資料：珠洲市都市計画基礎調査

②市街化動向 (区画整理、宅地開発状況等)

- ・都市計画区域内においては、大規模な住宅団地や工業団地開発は行われていない。

5) 交通

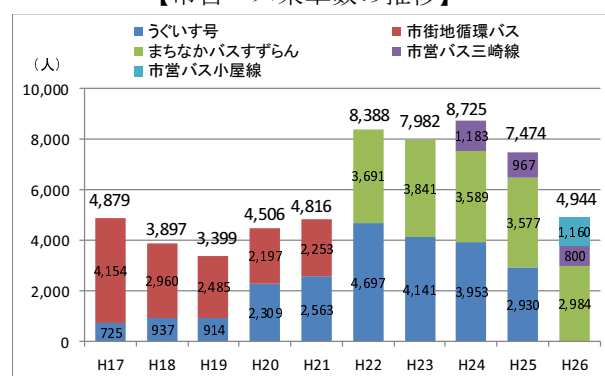
①広域交通ネットワーク

- ・珠洲市は、能登半島の先端に位置する地理条件により交通面において不利を強いられている中、石川県は「ダブルラダー輝きの美知」構想の元、能登地域の骨格を成す珠洲道路の整備を進めている。
- ・平成15年の能登空港（のと里山空港）の開港や、平成25年の能登有料道路（のと里山海道）の無料化、平成27年の北陸新幹線の開業など、広域的な交通網が整備されつつあり、産業・観光など能登半島地域の今後の活性化が期待される。
- ・本市には道の駅が3箇所あり、市内の周遊交通ネットワーク拠点として位置づけられている。

②公共交通

- ・公共交通は、平成17年にのと鉄道能登線（穴水～蛸島間）が廃線となり、現在はバス交通が存在するのみである。
- ・バス交通は、北鉄奥能登バス(株)、市営バスにより運行されている。

【市営バス乗車数の推移】



資料：統計すず

6) 都市施設

①道路

- ・珠洲市の主な幹線道路網については、国道249号、(主)蛸島港線、(主)大谷狼煙飯田線が海岸沿いに走っており、内陸部には珠洲道路が通っている。
- ・市道の道路改良率・舗装率は、それぞれ68.2%、85.6%（平成27年度末時点）となっており、未整備箇所が存在している状況である。
- ・都市計画道路は6路線存在し、そのうち4路線が改良済みである。総延長に対する改良済みの割合は93%となっている。

【都市計画道路の整備状況 (H27.3時点)】

名称	計画延長(m)	改良済(m)	概成済(m)	整備率
飯田臨港線	880	690	—	78%
飯田島田線	1,600	1,600	—	100%
飯田港輪島線	520	420	100	81%
天神・大島田線	190	190	—	100%
駅前島田線	420	420	—	100%
春日通り線	300	300	—	100%
総計	3,910	3,620	100	93%

資料：庁内資料



②公園緑地

- ・珠洲市には都市公園等として、街区公園：5箇所、近隣公園：1箇所、総合公園：2箇所が設置されている。
- ・都市計画区域内人口1人当たり面積は14.9㎡/人（平成22年時点）と、都市公園法での標準値10㎡/人を上回っている。
- ・その他の公園として、見付公園などが整備されている。

【都市公園の整備状況】

名称	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
正院街区公園	0.33	0.33
城山街区公園	0.15	0.15
柳田街区公園	0.12	0.12
吾妻街区公園	0.07	0.07
さかえ街区公園	0.05	0.05
弁天近隣公園	1.30	1.30
野々江総合公園	20.30	4.60
鉢ヶ崎総合公園	11.00	11.00
	33.32	17.72

資料：庁内資料

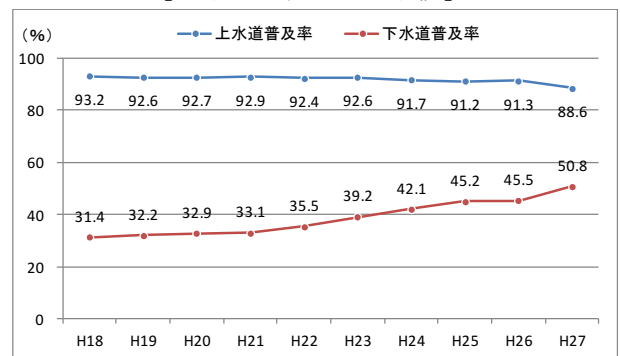
③屋外レクリエーション施設状況

- ・野々江総合公園や鉢ヶ崎総合公園をはじめ、野球場・テニスコートや多目的広場などの施設が整備されている。

④供給処理施設

- ・水道水は、上水道および簡易水道によりほぼ全世帯に供給されているが、山間部などにおいて未普及区域があることから早期整備が必要である。
- ・下水処理について、都市計画区域内の海岸部は公共下水道として昭和50年より整備が進められているが、普及率は50.8%と低く、早期普及が必要である。

【上下水道普及率の推移】



資料：統計ずず

なお、平成27年4月には、若山地区の農業集落排水を公共下水道へ統合する計画を策定している。

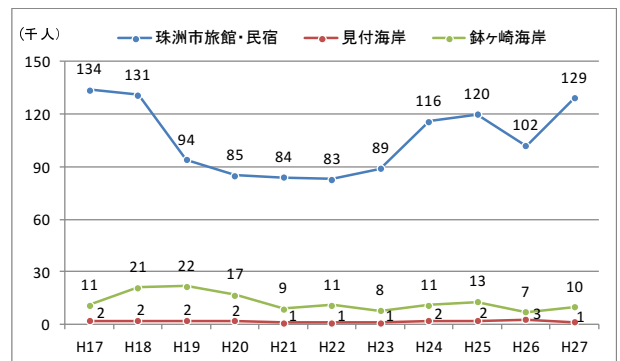
⑤主要な公共公益施設

- ・市役所を中心とした市街地周辺には、総合病院、消防署などの公共施設が多く集積しており、学校や保育所は地区ごとに集約し、配置されている。

7) 観光

- ・珠洲市の主な観光施設としては、揚げ浜式塩田法など特有の伝統技術を生かした道の駅「すず塩田村」の他、珠洲市の自然環境を生かした「りふれっしゅ村鉢ヶ崎」や「見付海岸」などがある。
- ・このほかの観光資源として、「飯田町燈籠山祭り」や「宝立七夕キリコまつり」など奥能登特有の伝統的な祭りが数多く行われ、これらの歴史的資源を活かした広域的な観光振興が進められている。
- ・市内の3箇所の道の駅や寄り道パーキングは、観光・交流拠点として活用されている。
- ・平成27年には北陸新幹線が開業し、今後の観光客の増加が期待されるとともに、平成29年以降に開催される奥能登国際芸術祭も新たな観光客資源として期待される。

【観光入り込み客数の推移】



資料：統計からみた石川県の観光

8) 自然

- ・珠洲市では人の営みと密接につながった里山里海文化が今も残っており、中山間地や海岸沿いなどに自然と共生した集落が存在している。また、これらの集落周辺においては、多種多様な生物が息づいている。
- ・市内を流れる主な河川として、二級河川が13本流れており、その中でも宝立山に源を發し市域中央を流れ飯田港に注ぐ若山川は、最も長い河川となっている。
- ・海岸線の特徴としては、大きく外浦側と内浦側とに大別され、外浦は木ノ浦海岸などの岩礁海岸が続いており奥能登屈指の海岸景観を形成している。また、禄剛崎から折戸、木ノ浦海岸にかけては、約11km余りの岬自然歩道が整備されている。
- ・内浦側は、三崎町寺家以南より砂浜を伴うなだらかな海岸線となっており、全国の海水浴場の中でも透明度が高いとされる鉢ヶ崎海岸や見付海岸などがあり、夏季には多くの海水浴客で賑わっている。
- ・市内には自然条件を活かした風力発電や太陽光パネルなど、再生可能エネルギーへの取り組みが随所で進められている。

9) 災害など

①自然災害

- ・珠洲市は、山地や河川、海岸を多く有しており、自然災害の発生が懸念される箇所が多く存在している。

【自然災害に関する主な指定状況】

自然災害の種類	指定箇所・指定数
水防上警戒を要する河川	若山川、蛸島川
海岸注意箇所	珠洲西海海岸
土砂災害警戒区域（土石流）	91箇所（うち特別警戒区域：83箇所）
〃（地すべり）	51箇所
〃（急傾斜地）	164箇所（うち特別警戒区域：163箇所）
雪崩危険箇所	107箇所

資料：珠洲市地域防災計画（H27.3）

- ・平成5年に珠洲市沖を震源とする能登半島沖地震が、平成19年には輪島市西南西沖を震源とする能登半島地震が発生している。
- ・平成23年に石川県が実施した津波浸水想定調査では、珠洲市でも大きな被害が発生する可能性が想定されており、市街地の多くが海岸付近に存在する珠洲市においては、今後のさらなる津波対策が必要である。

【石川県が想定した珠洲市における津波被害】

想定する震源	最大津波高	浸水面積	推定域内人口	第一波到達時間
日本海東縁部	9.5m	3.14k m ²	4,900人	23～38分
能登半島東方沖	18.5m	10.72k m ²	10,100人	14～29分
能登半島北方沖	10.3m	6.31k m ²	7,600人	5分以内
石川県西方沖	3.2m	0.95k m ²	2,200人	60～103分

資料：珠洲市地域防災計画（H27.3）等
データは「構造物あり」での値



②公害

- ・粉塵の飛散や煙害、悪臭などの被害が届けられているが、これらのほかには際立った公害はみられない。

③空き家・空地など

- ・平成 27 年に実施した調査では、珠洲市において存在している空き家は 1,013 件であり、そのうち 334 件が「危険」と判断されている。その中でも 46 件は「倒壊の恐れがある」との診断が得られている。
- ・今後市内における空き家はさらに増加することが想定されるため、土地利用の面や防災面から、空き家対策を進めていくことが必要である。

10) 主なまちづくり活動など

- ・珠洲市まちづくり団体連絡協議会への参加団体として、以下の 18 団体があり、様々なまちづくり活動が展開されている。

【主なまちづくり団体】

団体名	活動内容
平家の郷構想研究会	地元中学生との古代米の田植え・収穫（ハザ掛け）体験、販売など
大崎塾	椿を中心とした活動（景観・観光）
フォーラムふるさと塾	中山間農業対策として、ふるさとコンサートの実施や珠洲まちなか見て歩きを推進
プライム 128	見付公園、曾の坊滝周辺の草刈りや見付公園の夜桜ライトアップ、夜桜祭りの実施
黒峰ふるさとづくりの会	環境美化、清掃活動や市民フォーラム、地域づくりシンポジウムへの参加
一步の会	大谷川鯉のぼりフェスティバルの開催や環境美化活動の推進
BUSH 椿の会	椿の育成活動
引砂のさんによもん保存会	「さんによもん話し」に関する伝承活動
横山振興会	大浜大豆・そば栽培・川浦からし菜の栽培、大浜大豆加工の勉強会、商品開発
殿山会	「正院町花いっぱい運動」の実施、地域環境整備・ボランティア作業
明日の町づくり推進協議会	凧揚げまつり、盆踊り、「アブラメ」釣り大会などの実施
桜美林会	環境整備、公園内の見回り活動
とくさ会	清掃活動、蛸島地区の子ども見守り隊活動への協力、老人会への運動支援活動など
奥能登岬みちづくり協議会	能登半島最先端の魅力発信、グリーンツーリズムや自然体験型学習の場の提供、奥能登絶景街道の清掃活動など
不動会	正院町花見会の開催、正院小学校児童との交流など
上黒丸ステキな散歩道実行委員会	里山の地域資源を活かした散歩道に関する取り組み、「あえのこと」などの伝統文化の復活と継承
NPO 法人奥能登日置らい	体験価値創造プログラムの開発事業、「里山里海生活体験モニターツアー」の開催など
NPO 法人能登半島おらっちゃんの里山里海	里山里海保全活動、里山を活用した地域振興策の提言、金沢大学里山プロジェクトの支援など

第2章 市民アンケート

2-1. 調査の概要

1) 調査方法

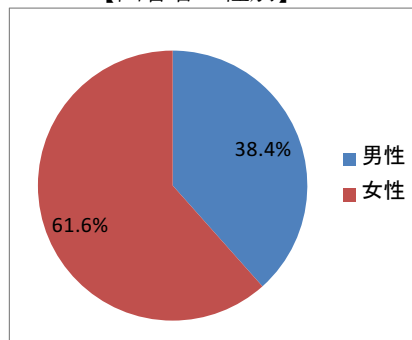
- ・調査方式 : アンケート調査記入方式
- ・調査地域 : 珠洲市全域
- ・調査実施時期 : 平成27年6月末～7月末
- ・対象者 : 20歳以上の市民を無作為抽出
- ・配布、回収方法 : 郵送による配布、回収
- ・配布、回収状況 : 配布数2,500票、回収数1,124票（回収率45%）

※珠洲市の幸福度に関するアンケートのうち、都市計画に関連する内容を抽出。

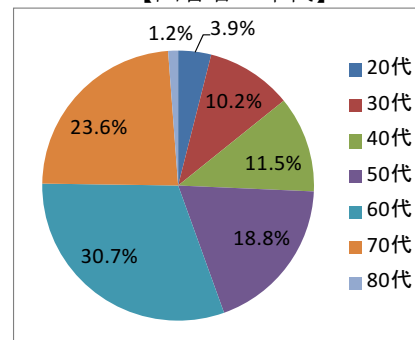
2) 回答者の属性

- ・性別では「女性」がやや多く61.6%を占めている。また、年代別では50代以上で74.3%と大半を占め、高齢者の割合が高くなっている。

【回答者の性別】



【回答者の年代】

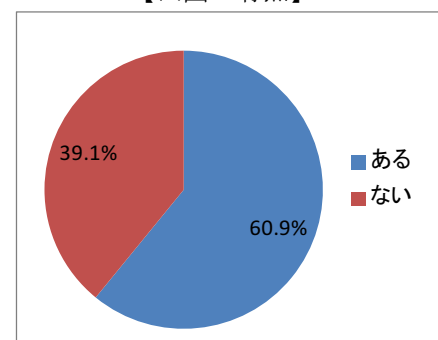


2-2. 市民アンケート結果の概要（都市計画に関する内容を抽出）

1) 公園の有無について

- ・「居住地周辺に、自由に息抜きや気分転換ができる自然公園があるか」との問いに対して、「ある」との回答が60.9%を占めており、公園については一定の評価が得られていると考えられる。

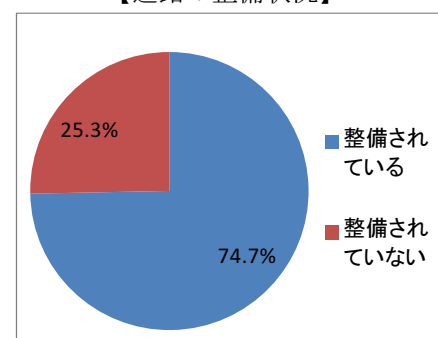
【公園の有無】



2) 道路の整備状況について

- ・「普段利用する道路はよく整備されているか」との問いに対して、「整備されている」との回答が74.7%を占めており、道路整備に関しては、概ね評価されていると考えられる。

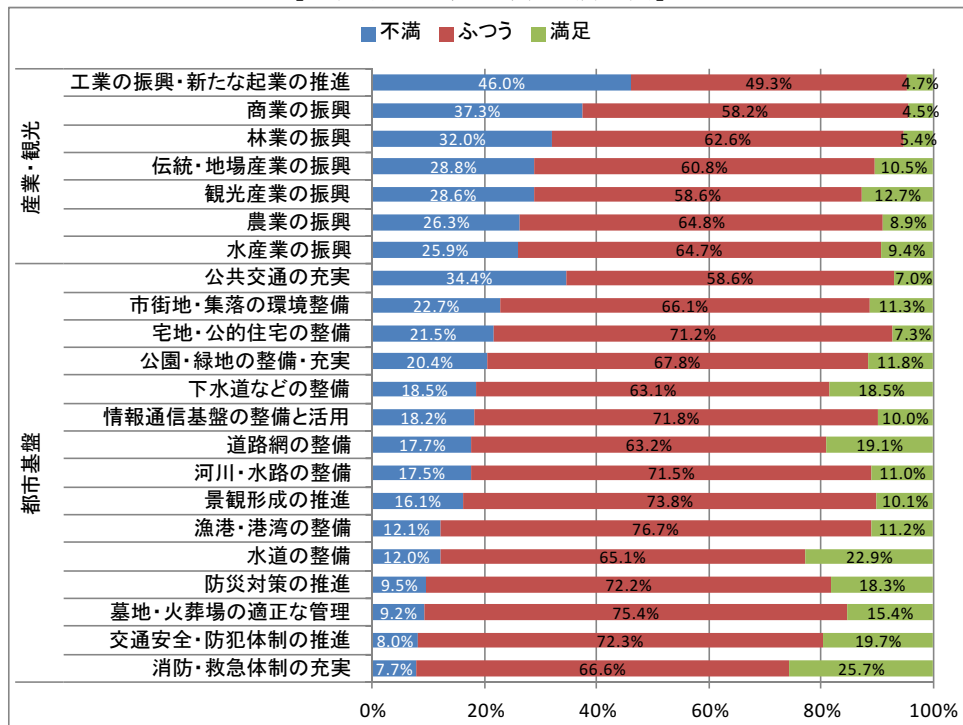
【道路の整備状況】



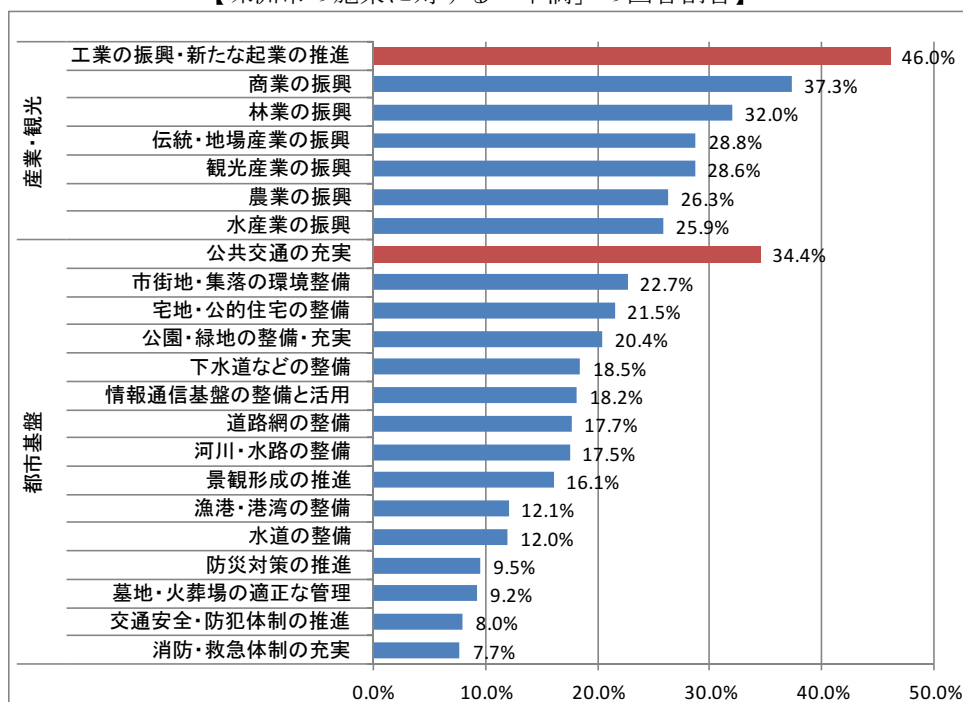
3) 珠洲市の施策に対する満足度について

- ・珠洲市における施策のうち、都市計画に関連する「産業・観光」および「都市基盤」の項目の満足度については、産業・観光分野では「工業の振興・新たな起業の推進」の満足度が低く、「不満」が半数近く（46.0%）となっている。
- ・都市基盤分野では産業・観光分野よりも「不満」の割合が低いものの、「公共交通の充実」に関してのみ、やや評価が低く「不満」が34.4%となっている。

【珠洲市の施策に対する満足度】



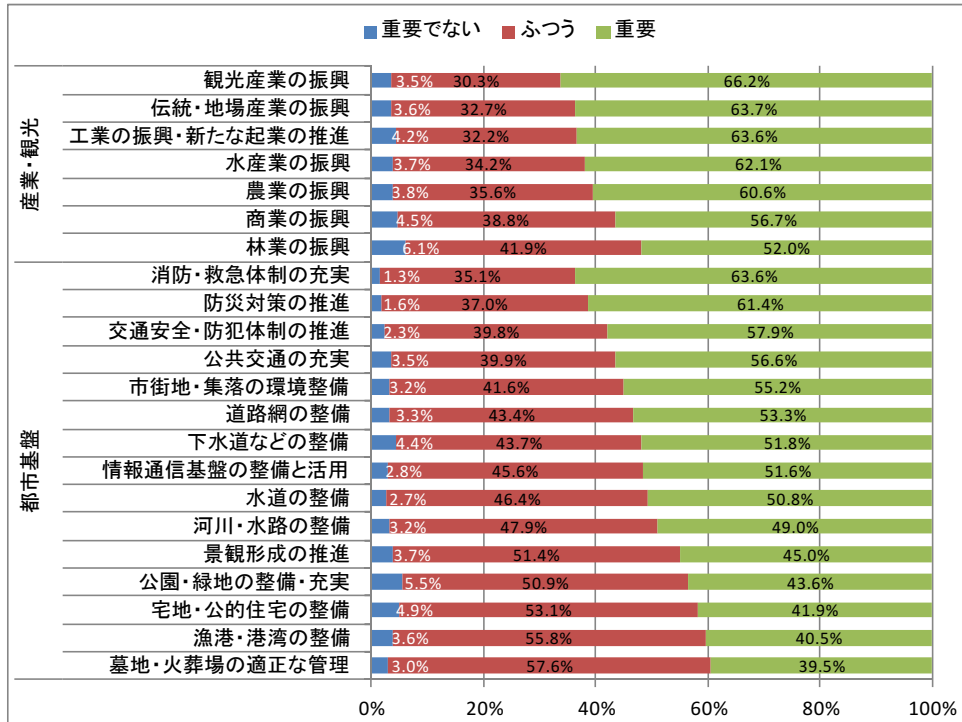
【珠洲市の施策に対する「不満」の回答割合】



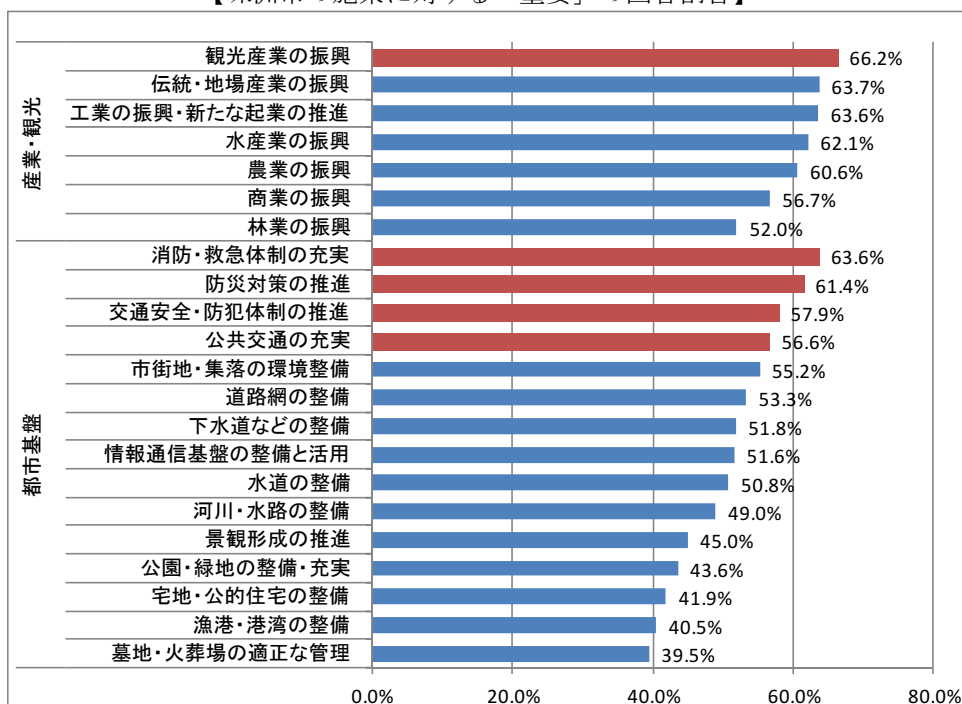
4) 珠洲市の施策に対する重要度について

- ・珠洲市における施策のうち、都市計画に関連する「産業・観光」および「都市基盤」の項目の重要度については、産業・観光分野では「観光産業の振興」の重要度が高く、「重要」が66.2%となっている。
- ・都市基盤分野では「消防・救急体制の充実」(63.6%)、「防災対策の推進」(61.4%)、「交通安全・防犯体制の推進」(57.9%)「公共交通の充実」(56.6%)などが特に重要視されている。

【珠洲市の施策に対する重要度】



【珠洲市の施策に対する「重要」の回答割合】





第3章 都市課題の整理

3-1 都市課題の整理

1) 位置・面積、歴史文化など

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 本市は、能登半島の先端に位置し、県都金沢市まで直線距離で約110km、車で約2時間30分のところに位置している。 日本海を通じた交易や文化交流などにより繁栄し、海を中心とした独特の“能登文化圏”が築かれてきた。 「飯田町燈籠山祭り」や「宝立七夕キリコまつり」など、能登の自然と風土から生まれた独自の祭り・伝統行事が数多く行われている。 古来から続く独自の農林水産業や伝統文化が「世界農業遺産」として認定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 半島特有の地理的制約を克服し、全国各地へ広くアピールしていく必要がある。 半島特有の文化を後世へと継承していくとともに、積極的な文化交流の推進が必要である。 古くから培われてきた地域固有の産業・文化・伝統を活かし、都会には無い地方の魅力あるまちづくりが必要である。

2) 人口

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 珠洲市の人口は平成27年で14,625人であり、依然として減少傾向が続いている。 都市計画区域内の人口は10,844人と市全体の74.1%を占めている。 年少人口の割合は7.9%、高齢人口の割合は46.6%であり、少子・高齢化の進行が著しい。 昼間人口率100.8%となっている。 通勤・通学による流出先として隣接する市町も見受けられるものの、多くは珠洲市内に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少への歯止め、および交流人口の増加による活力の創出が求められるとともに、都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりが必要である。 次世代を担う若者の定着が望まれる。 都市計画区域内をはじめ、区域外の点在する集落地区に対しても、公共サービスの適切な提供が必要である。 少子・高齢化対策の積極的な推進が必要である。 身近な就業の場の確保、充実が求められる。 隣接する能登町や輪島市との連携・ネットワークの充実が必要である。

3) 産業

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 産業別就業人口の割合では、第1次産業の割合が14.7%と高い割合を示している（県平均：3.3%）が、就業人口の減少が続いている。 市内の商店数や従業者数が減少しており、商品販売額においても伸び悩みがみられる。 能登半島に分布する珪藻土を利用した七輪などの地場産業がある。 工場立地促進に関する条例を設け、企業誘致の促進に努めているものの、事業所数などは減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の積極的な振興策の展開と基盤整備の推進、ならびに後継者の確保・育成が必要である。 地域に根付いた身近な商業地としての魅力アップ、活性化などが必要である。 珪藻土などの地元資源を生かした独自の産業振興が必要である。 企業誘致の促進により、就労の場の確保が必要である。

4) 土地利用

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の土地利用状況は、8割近くが田畑、山林で占められており、豊富な自然環境に恵まれている。 ・海岸部道路に沿って、市街地が存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な自然環境の保全が必要である。 ・今後のさらなる人口減少や高齢化の進展などを見据え、都市機能が集約されたコンパクトな市街地の形成が必要である。

5) 交通

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通において、のと里山空港、のと里山海道、北陸新幹線などの整備が進んできている。また、珠洲道路などの整備も進められている。 ・のと鉄道能登線の廃線により、公共交通はバス交通のみとなっている。 ・市内には道の駅が3箇所あり、市内の周遊交通ネットワーク拠点として位置づけられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各地との交流を支える広域的な交通ネットワークを活用した地域振興施策の積極的な展開が必要である。 ・高齢者などに配慮した利便性の高い交通機関として公共交通の充実、適切な運行が必要である。 ・道の駅のさらなる有効活用による交流活動の活性化が必要である。

6) 都市施設

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国道249号や(主)蛸島港線などが海岸沿いに走り、市域を外周する幹線道路を形成している。 ・市道の改良率：68.2%、舗装率：85.6%と未整備箇所が多く存在する。 ・集落内などにおいて、狭小な道路が多くみられる。 ・都市計画区域内の人口1人当たり都市公園等の面積は、14.9㎡/人となっている。 ・鉢ヶ崎、野々江、見付の各地区において、遊具などのレクリエーション施設が設けられているほか、鉢ヶ崎地区では、野球場、テニスコート、グラウンドゴルフ場などのスポーツ施設が設けられている。 ・上水道普及率：88.6%、下水道普及率：50.8%である。 ・市街地において、各種行政施設の集積がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市域をめぐる幹線道路のネットワークの確立と、分かりやすい案内サイン整備が必要である。 ・道路改良率、舗装率の向上が必要である。 ・安全な生活道路の確保、地域間を連絡する自転車歩行者道の充実が求められる。 ・地域住民の身近に適切な規模の広場を確保することが必要である。 ・レクリエーション施設の適切な維持管理が必要である。 ・上下水道などの供給処理施設の整備推進が必要である。 ・高齢社会の進展などを踏まえ、人にやさしいバリアフリーな施設整備が必要である。 ・医療・福祉施設や文化・教育施設の整備・充実が必要である。



7) 観光

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・りふれっしゅ村鉢ヶ崎や見付海岸など、豊富な自然環境を活かした観光資源が多く存在している。 ・能登の自然と風土から生まれた「飯田町燈籠山祭り」や「宝立七夕キリコまつり」などを活かした広域的な観光振興が行われている。 ・能登は北陸新幹線の開業や、新たな観光資源である奥能登国際芸術祭の開催など、今後の観光客の増加が期待されている。 ・市内の3箇所の道の駅や寄り道パーキングは、観光・交流拠点として活用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光・レクリエーション拠点として、さらなる魅力向上・PRが必要である。 ・来訪者をはじめ、地域住民にも親しまれるレクリエーション拠点としていくことが必要である。 ・伝統文化を活かした観光振興とともに、来訪者と地域住民との積極的な交流の推進が必要である。 ・観光地として、今後の観光客の確保のために、積極的なPRを今後も継続的に実施していくことが必要である。 ・観光情報などの充実、発信力向上が必要である。

8) 自然

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・人の営みと密接につながった里山里海文化が今も残っており、中山間地や海岸沿いなどに自然と共生した集落が存在している。 ・多くの河川が存在し、かつ美しい海岸も存在する。 ・自然条件を活かした風力発電や太陽光パネルなどが設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による集落や田園の荒廃などにより、多様な生態系や豊かな自然が失われる可能性がある。 ・美しい河川・海岸環境の保全が必要である。 ・今後においても、自然と共生できる、再生可能エネルギーの推進が必要である。

9) 災害など

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害などの自然災害の発生が懸念される箇所が多く存在する。 ・近年の震災経験により、災害に対する関心が高まりつつある。 ・空き家が多く存在し、「危険」と判定された家屋も多い。さらに今後、空き家の増加が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地や地すべり区域などの適切な管理により、自然災害の未然防止が必要である。 ・災害時における指定緊急避難場所や避難路の確保、協力体制の確立などにより災害に強いまちづくりが必要である。 ・空き家などの適切な管理による、安心・安全なまちづくりが必要である。

10) まちづくり活動

現 況	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・珠洲市まちづくり団体連絡協議会への参加団体として、18団体が登録されており、様々なまちづくり活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の積極的なまちづくり活動を今後も支援していくとともに、地域と行政とが一体となった市民参加型のまちづくりの展開が必要である。

第4章 上位計画・関連計画

4-1 上位計画

1) 石川県都市計画マスタープラン（平成16年5月）

- ・石川県では、将来の都市づくりの指針として、「石川県の都市計画に関する基本的な方針」「広域都市圏マスタープラン」「都市計画区域マスタープラン」を策定している。

①石川県の都市計画に関する基本的な方針

【都市計画の理念】

『個性、交流、安心を目指した参加型の都市づくり』

【都市計画の目標】

- 『まとまりのある賑わいの都市づくり』
- 『快適で安心して暮らせる都市づくり』
- 『活力ある地域拠点の創造と交流の都市づくり』
- 『個性ある景観と豊かな自然を生かした都市づくり』
- 『住民参加型の都市づくり』

【都市計画のテーマ】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1. コンパクトシティ化 | 6. 広域都市間ネットワークの形成 |
| 2. まちなかの再生 | 7. 都市内公共交通機関等の活用・充実 |
| 3. 快適な居住環境の充実 | 8. 個性ある景観の保全・創出 |
| 4. 災害に強い都市づくり | 9. 自然環境との共生・保全 |
| 5. 活力ある産業拠点の創造 | 10. 参加と協働の都市づくり |

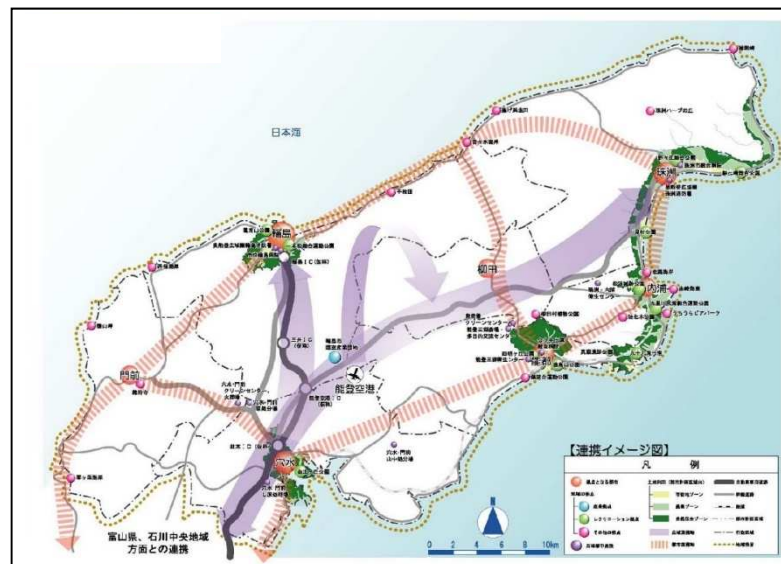
②奥能登地域 広域都市圏マスタープラン

【地域づくりの基本理念】

『豊かな自然と歴史に育まれたゆとりと交流の都市圏づくり』

- ①豊かな資源を生かした交流環境づくり
- ②交流と連携を支えるネットワークづくり
- ③自然と調和した活力ある産業づくり
- ④成熟社会に対応した魅力ある定住環境づくり
- ⑤住民参加によるまちづくり

【奥能登地域 連携イメージ図】



③都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

【都市計画の目標】

『人と環境にやさしく 交流と産業が盛んなまち』

- ①住民が主役となったまちづくり
- ②人にやさしく持続可能なコンパクトなまちづくり
- ③地域資源を活かした内発的な活力あるまちづくり
- ④訪問者や若者が魅力を感じる暮らしやすいまちづくり
- ⑤郷土としての魅力を活かした交流が盛んなまちづくり
- ⑥豊かで美しい自然と共生するまちづくり

【珠洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図】



2) 珠洲市まちづくり総合指針（平成28年2月）

- ・本計画は、平成27年度に、珠洲市第5次総合計画（平成18～27年度）に代わる新たな計画として策定されたものであり、“珠洲市まちづくり総合指針”である「日本一幸せを感じられる珠洲市を目指して」を実現するために、5つの基本目標を設定している。
- ・本マスタープランに関連する内容は、以下の通り。

まちづくりのコンセプト

日本一幸せを感じられる珠洲市を目指して 活き活きと安心して暮らせる活力ある珠洲市づくり

基本目標1 だれもが活き活きと暮らせるまち

健康寿命の延伸と地域包括ケアの確立、地域力の強化を柱に、幸せを感じられる暮らしの実現

- 基本施策1 健康寿命の延伸と介護予防の充実
- 基本施策2 誰もが安心して暮らせる医療・福祉の充実
- 基本施策3 公民館を拠点とする地域力の強化

基本目標2 ふるさとの未来を育むまち

未来を担う子ども達のための子育て支援と教育の充実

- 基本施策1 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実
- 基本施策2 ふるさとの自然や伝統・文化を学び人間力を育む教育
- 基本施策3 青少年活動および国際交流の推進による健全な育成

基本目標3 人をひきつける魅力あるまち

自然や伝統・文化を活かした質の高い地域を実現することにより移住・定住を促進

- 基本施策1 世界農業遺産「里山里海」の保全と活用による地域のブランド化
- 基本施策2 文化や音楽、芸術を活用した魅力づくり
- 基本施策3 大学連携による人材育成事業の推進
- 基本施策4 U・Iターンの受け入れ強化による移住・定住の促進

基本目標4 みんなが活躍できる活力あるまち

農林水産業の振興と交流人口の拡大を通じた地域経済の活性化による雇用の拡大

- 基本施策1 持続可能な力強い農林水産業の実現
- 基本施策2 交流人口の拡大
- 基本施策3 起業・創業支援や企業誘致など雇用の拡大

基本目標5 幸せを感じられるまちの基盤づくり

地域社会を支える基盤づくりと防災力の強化

- 基本施策1 安全な生活を支える防災力の強化
- 基本施策2 市民生活を支える公共施設の整備、維持管理
- 基本施策3 幸福度指標を活用し、市民が幸せを実感できる自治体運営の推進

「基本目標4」の方向性

- ・本市の産業の中心は農林水産業です。従来の農林水産業の振興策に加え、流通や加工の革新を促すとともに、3つの道の駅（すずなり、狼煙、奥能登塩田村）や宿泊施設（木ノ浦ビレッジ、能登路荘等）を活かし地域内流通や地産地消の拡大を図ることにより、持続可能な力強い農林水産業の実現を目指します。
- ・また、世界農業遺産に認定された美しい里山里海を活用したヘルスツーリズム、里山里海ツーリズム等、珠洲ならではのツーリズムの促進に努め、国内外の旅行者が訪れ、珠洲を楽しむことにより、交流人口を拡大し地域経済の活性化を図ります。

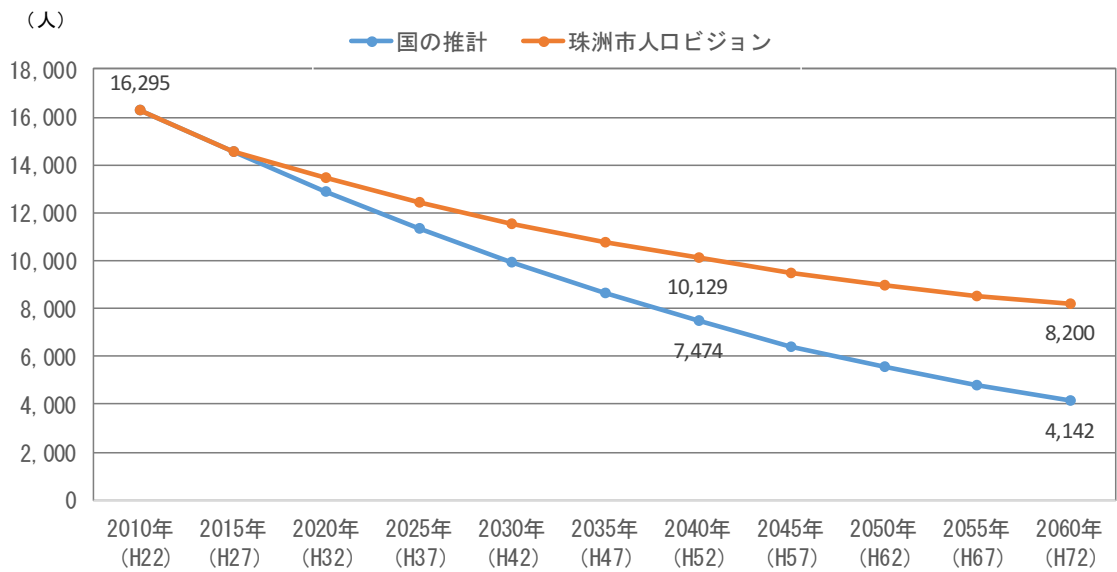
「基本目標5」の方向性

- ・安全・安心の面では、消防、救急、防犯等の基礎的な体制を維持しつつ、地域防災力の向上を目指します。
- ・公共施設に関しては、道路、河川、上下水道などの適切な維持管理を継続するとともに、公共交通、情報通信、産業基盤等の強化を図ります。

3) 珠洲市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）

- ・本ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有するとともに、目指すべき将来の方向と人口の展望を提示することを目的としており、平成 72 年（2060 年）までの人口の推移を予測するものである。
- ・その中で、年間 80 人住む人を増やす（社会動態を現状よりも年間 80 人改善する）、子育て環境を整え、合計特殊出生率の向上を図ることで、平成 72 年（2060 年）に予想された 4,142 人を 8,200 人にまで下げ止まりを図ろうとするものである。

【人口ビジョンの実現により目指す人口動向】



第5章. 都市づくりの将来像

5—1. 都市の将来像

—都市づくりのテーマ—

魅力と活力のある 安心して暮らせるまち

- ・本市の都市の将来像を「魅力と活力のある 安心して暮らせるまち」と定め、以下の3つの「都市づくりの視点」に沿ったまちづくりを推進する。

5—2. 都市づくりの3つの視点

- ・本市の都市づくりの視点として、「集約（あつめる）」、「保全（まもる）」、「活用（いかす）」の3つを掲げ、土地利用や道路などに関する都市整備の方針は、これらの視点に沿って進めるものとする。

●視点1：集約（あつめる）

- ・都市機能の集約により、コンパクトで住みやすい都市の形成を進めるとともに、市外からの観光をはじめとした集客に努めることで、魅力的でにぎわいあるまちづくりを推進する。
- ・魅力あるまちづくりの形成により、定住人口の確保を図り、本市の人口減少に一定の歯止めをかける。

●視点2：保全（まもる）

- ・自然環境や景観の保全とともに、都市施設をはじめとした既存ストックの適正管理や災害に強いまちづくりを進めることで、本市が有する資源や市民の財産や生命を守るまちづくりを推進する。

●視点3：活用（いかす）

- ・豊かな自然や地域が育んだ文化などの本市が有する地域資源や、道路・公園・公共施設などの既存ストックを最大限に活用することで、地域の魅力向上や住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進する。



5—3. 都市づくりの方向性（目標）

●方向性 1. 持続可能な便利でコンパクトなまちづくり

- ・ 少子高齢化が進行する珠洲市では、今後もさらなる過疎化と少子高齢化が予想されていることから、現実を踏まえた持続可能なまちづくりを推進していく。
- ・ 本市は、宝立と飯田ならびに正院・蛸島のまとまった市街地と、幹線道路沿道における集落によりまちが形成されていることから、既存の商業地や住宅地において、都市機能が集約された便利でコンパクトなまちづくりを進める。
- ・ 特に、市街地の中心に位置し、いわば“地域の顔”でもある既存商店街は、祭りなどの文化や地域発展に寄与する重要な機能を果たしており、地域住民の生活拠点としてこれまでのストックを活かしつつ、高齢社会に向けた施設の充実、ならびに回遊性の確保など面的な取り組みによる再興を目指す。
- ・ 高齢者などが拠点間を快適に移動できるよう、道路ネットワークや公共交通の充実を図る。

●方向性 2. 人を守り続ける安全・安心なまちづくり

- ・ 本市では、平成 19 年の能登半島地震の発生や、全国的に多発する土砂災害、平成 23 年の東日本大震災における津波被害の教訓などにより、災害に対する備えの必要性はこれまで以上に高まっており、あらゆる自然災害を想定した、災害に強いまちづくりを推進していく。
- ・ 子供から高齢者までが気軽に集い憩える場所の確保や、障がい者などが支障なく利用できる施設づくりなど、老若男女を問わずすべての人にやさしいバリアフリーなまちづくりを目指す。

●方向性 3. 豊かな自然や伝統文化に抱かれた、人をひきつける魅力あるまちづくり

- ・ 若者の定住には働く場を確保するとともに、魅力ある生活を送れる生活基盤を整えることが必要であり、豊富な自然や伝統・文化を有する本市の特性を活かした、“住みたいまち”としての魅力向上を図り、若者層の定住促進や、U I ターン者の受け入れ推進などを進め、定住人口の確保に努める。
- ・ 既存ストックの有効活用の視点のもと、各種都市基盤の充実を図るとともに、特に公共交通の充実や交通ネットワークの確保、新たな移動手段の確保に努めるなど、便利で快適なまちづくりを進め、暮らしやすい、これからも住み続けたいまちづくりを推進する。

●方向性4. 豊かで美しい自然と共生するまちづくり

- ・本市が有する、能登半島国定公園等の美しい日本海、宝立山などの緑豊かな丘陵山間地や、鵜飼川・若山川・紀の川などの河川など、豊かで貴重な自然資源を積極的に保全し、次代へと継承する。
- ・「世界農業遺産（GIAHS）」として認定されている「揚げ浜式製塩」をはじめとした農業文化などについて、保全・有効活用と交流ツールとして活用する。
- ・環境負荷を軽減する生活環境の構築や再生可能エネルギーの導入を今後さらに進め、人や自然環境にやさしい、自然と共生できるまちづくりを目指す。

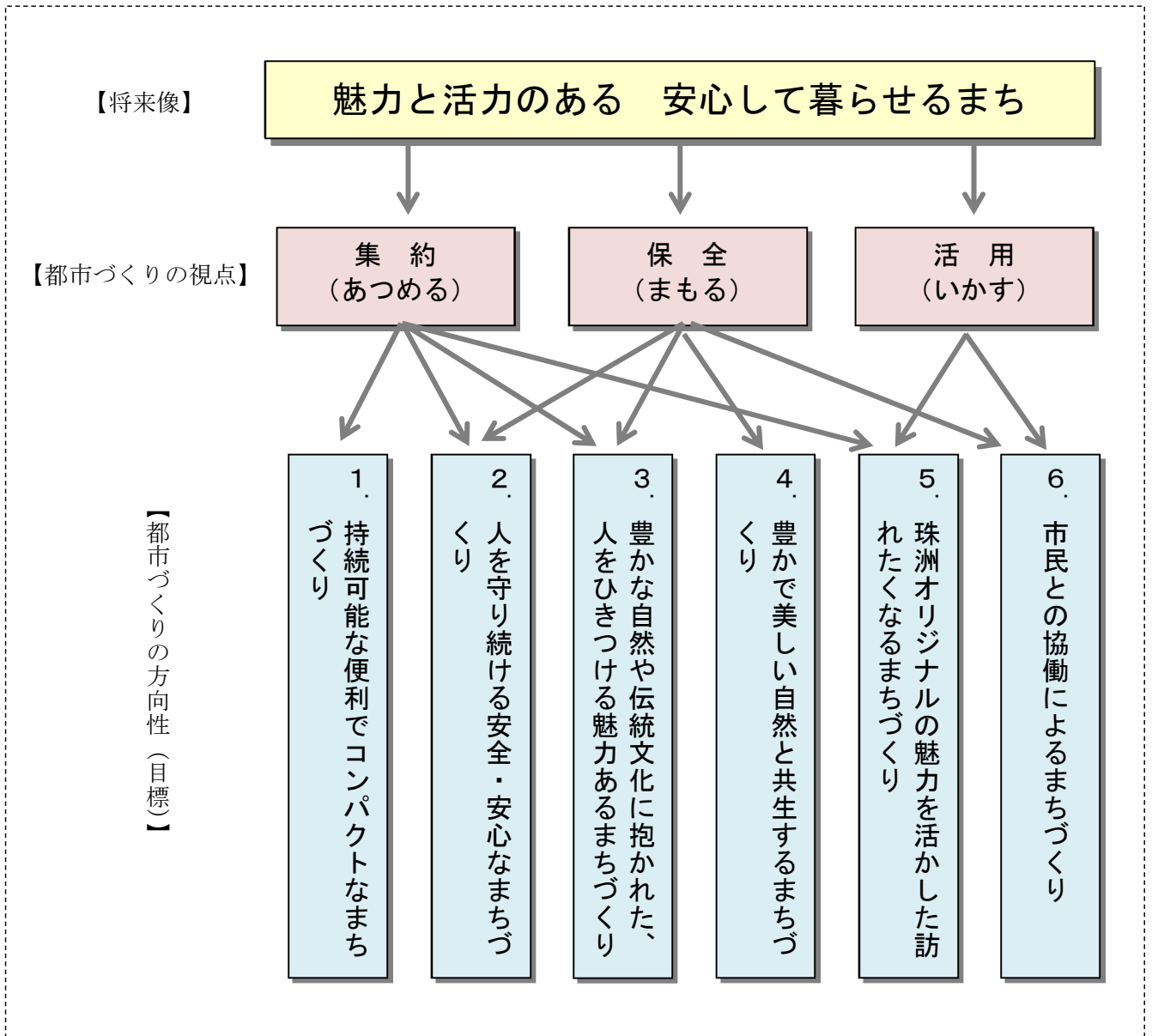
●方向性5. 珠洲オリジナルの魅力を活かした訪れたくなるまちづくり

- ・本市が有する豊富な自然環境を保全していくとともに、出雲国風土記の国引き神話などの伝説や個性豊かな歴史文化、飯田町燈籠山祭りや宝立町鵜飼の七夕キリコまつり、正院の奴振りなど個性豊かな祭りの継承、奥能登国際芸術祭による本市の魅力を発信するプロジェクトの推進等により、市民・来訪者の交流活動の推進を図る。
- ・見付公園やりふれっしゅ村鉢ヶ崎などの観光レクリエーション施設においては、海水浴やキャンプなどによる自然とのふれあいや、壮大な自然を舞台に行われるトライアスロン大会の開催、通年型で長期滞在できる施設の充実や仕組みづくりなど、交流の受け皿となるまちづくりを推進する。
- ・来訪者を受け入れるための案内サインの整備、古くからの建築物を活かしたまちなみの保全・復元などの景観づくりを推進し、本市へ訪れたくなるまちづくりを推進する。

●方向性6. 市民との協働によるまちづくり

- ・今後のまちづくりは、「まちづくりの主役は市民である」との考えのもと、地域に誇りを持って生活している人々が心を一つにし、市民と行政の知恵と工夫を結集した協働のまちづくり活動を継続的に展開することを基本とする。
- ・市民ニーズに適合したまちづくりを進めていくために、市民一人ひとりが自主的にまちづくり活動へ参加し、市民相互が助け合いながら、市民自身が誇りに思い来訪者に自慢できるまちづくりを目指す。

【本計画の体系および関連性】



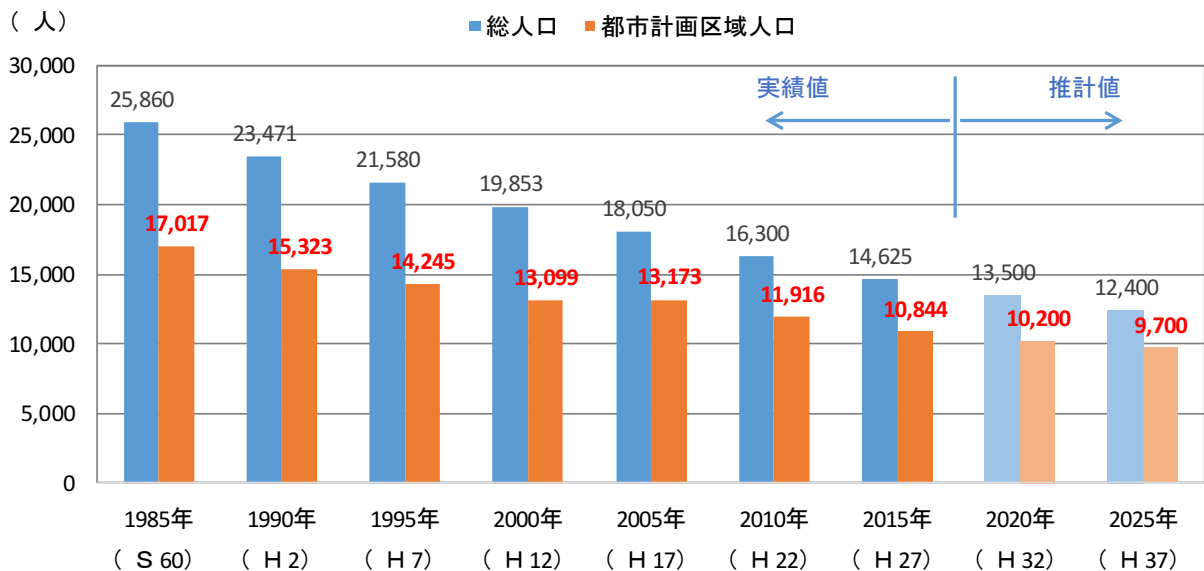
5—4. 都市づくりの目標値

1) 人口フレーム

①将来人口の見通し

- ・本市の人口は平成 27 年で 14,625 人、都市計画区域の人口は 10,844 人であり、今後さらに減少することが想定される中、都市計画区域内の人口についても現状維持は困難であり、今後さらに減少していくことが想定される。
- ・本計画における将来の計画人口は、人口ビジョンで設定した目標人口と整合を図り、その中でも都市計画区域内においては特に、U・I ターン者の増加や若者層の定住促進、出生率の改善等により人口減少に歯止めをかけ、市全体で平成 37 年(2025 年)に市全体で 12,400 人、都市計画区域で約 9,700 人を目指すものとする。

【珠洲市が目指す将来人口】



出典：総人口：珠洲市人口ビジョン（平成 28 年 2 月）

都市計画区域人口：総人口に対する都市計画区域人口割合の推移より推計

2) 土地利用フレーム

- ・本市は市街化区域および用途地域を指定していないこともあり、市街地・非市街地の明確な区分は存在していない。そのため、都市拡大を抑制する明確な都市計画上のルールはなく、「フレーム」という概念が馴染みにくいのが実情ではあるが、市街地の拡大はまちなかの空洞化や利便性の低下など、決して好ましいものではない。
- ・一方で、本市では人口の減少が続いており、今後も人口が増加に転じるのは厳しい状況にある。また、商工業においても、商業販売額や製造品出荷額は減少傾向にあるなど、大幅な増加に転じることは見通せない状況にある。
- ・これらのことから、本市においては、土地利用に関するフレームは設定せず、住宅地・商業地・工業地は、既存の市街地・集落内において充実させていくこととし、原則として新たな住宅地としての大規模な開発は見込まないものとする。
- ・ただし、新たな住宅地の必要性や、商工業に関するニーズが高まった場合は、既成市街地の周辺における一体的な開発も検討するものとする。



5—5. 将来都市構造

1) 都市構造の考え方

1. 3つの拠点への都市機能の緩やかな誘導・集約

- ・住宅や商店、生活利便施設がまとまっている3拠点（宝立、飯田、正院・蛸島）を、まちなか拠点と位置づけ、少子高齢社会の進展や低成長時代の到来を踏まえ、既存ストックを活用した「小さな拠点」の形成による、まとまりのあるコンパクトなまちづくりを行う。
- ・都市計画区域内への都市機能の集積とともに、都市計画区域内においては、3つの拠点への緩やかな誘導により、まとまりのあるコンパクトな都市の形成を推進する。

2. 3つの拠点を中心とした都市機能の充実

- ・3つの市街地拠点においては、市民への行政・医療福祉サービスの充実や、市民や来訪者のスポーツ・レクリエーション活動に供する機能の充実により、住みやすく、魅力的かつ快適なまちづくりを目指す。

3. 地域間連携の強化と3つの拠点間の連携

- ・本市とのと里山空港・金沢方面を結ぶ珠洲道路や、隣接市町を結ぶ国道249号などの広域交通ネットワークの充実とともに、市内の拠点間を結ぶネットワークの強化・充実を図る。

2) 将来の都市構造

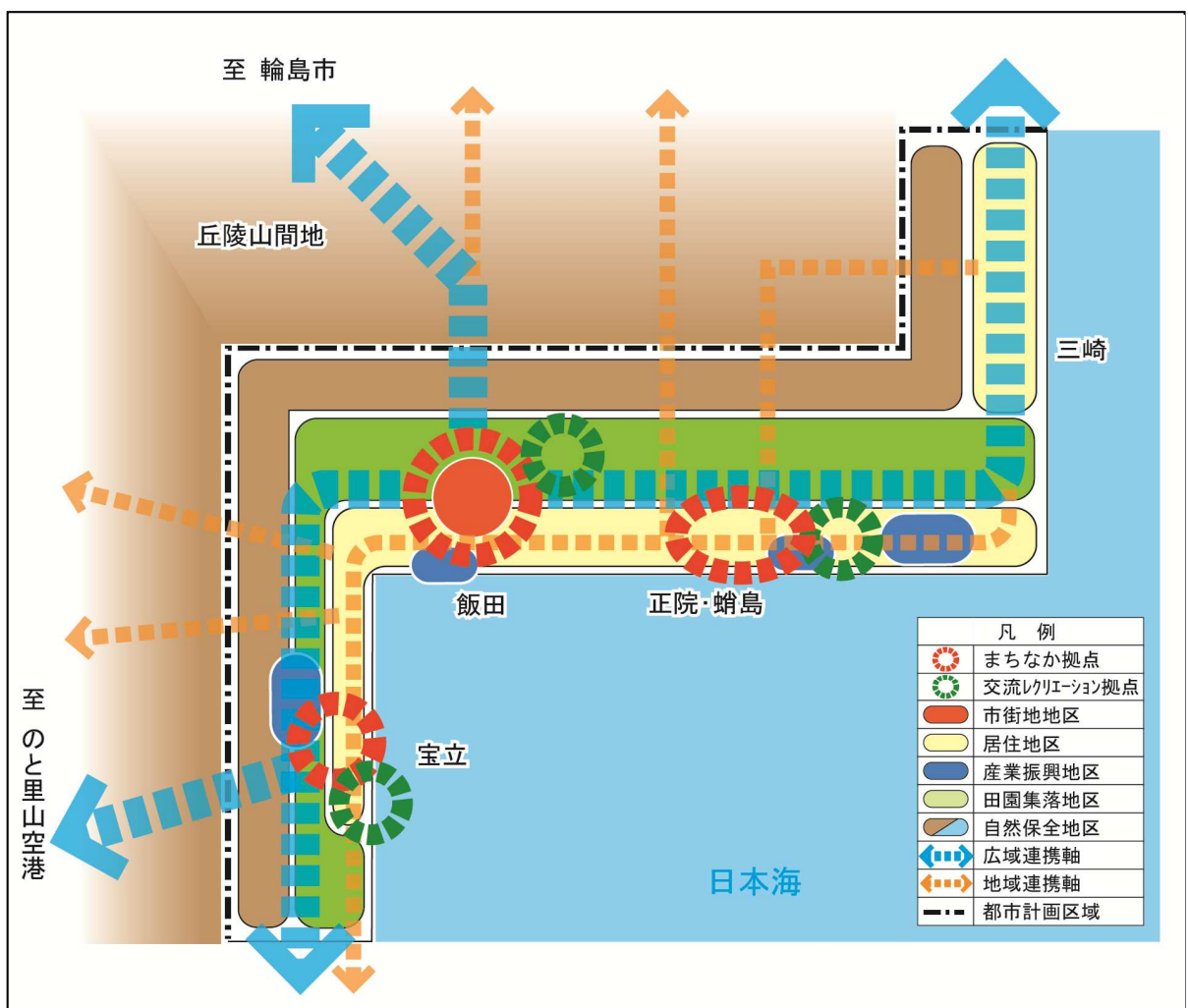
①拠点・土地利用の考え方

- ・まちなか拠点 : 「小さな拠点」として、住宅や商店、生活利便施設がまとまっている3拠点（宝立、飯田、正院・蛸島）を、まちなか拠点と位置づける。
- ・交流レクリエーション拠点 : 本市の観光や交流、レクリエーションの拠点となる3拠点（鉢ヶ崎総合公園、野々江総合公園、見付公園）を、レクリエーション拠点として位置づける。
- ・市街地地区 : 商店や公共施設が集積している地区を、市街地拠点と位置づける。
- ・居住地区 : 市街地の周辺において、海沿いの幹線道路に沿って集落が形成されている地区を、居住地区と位置づける。
- ・産業振興地区 : 幹線道路の沿道において、比較的規模の大きい工場がまとまって立地している地区を、産業振興地区と位置づける。
- ・田園集落地区 : 市街地地区や居住地区の背後に広がる田畑・果樹園と、農地と共存している集落を、田園集落地区と位置づける。
- ・自然保全地区 : 貴重な自然環境を有する海岸（国定公園）や丘陵山間地を、自然保全地区と位置づける。

②連携軸の考え方

- ・ 広域連携軸 : 珠洲道路、国道 249 号など、市内の各まちなか拠点を經由し、近隣市町と連携する広域的なネットワークとしての役割を担う道路を広域連携軸と位置づける。
- ・ 地域連携軸 : (主) 大谷狼煙飯田線、(主) 折戸飯田線、(一) 高屋出田線など、市内の各地を連携する道路を地域連携軸として位置づける。

【将来都市構造図】





第6章 都市整備の方針

6—1. 都市計画区域の方針

1) 都市計画区域の今後のあり方について

- ・本市における都市計画区域（珠洲都市計画区域）は、南を内浦都市計画区域（能登町）に接し、宝立町から飯田町、正院・蛸島町を経て三崎町に至る、海沿いの細長いエリアとなっている。
- ・珠洲都市計画区域は昭和50年に現在の区域となってから、都市計画区域を中心にまちづくりが進められてきた。今後は、さらなる人口減少や景気の停滞によって、本市の都市計画区域における開発圧力が大幅に増加することは考えにくく、むしろ都市は現在の規模から集約・縮小していく方向となると想定される。
- ・ただし、都市計画区域は市街化区域や用途地域とは異なり、単に市街地の範囲や都市施設の整備エリアを定めるものではなく、一定規模以上の開発に際して、行政側がコントロールすることが可能となるという側面も持っている。
- ・そのため、都市計画区域は現状のままとするが、今後も区域のあり方については検討を進めるものとする。

2) その他の都市計画制度のあり方について

- ・本市では、市街化区域や用途地域を設定しておらず、明確な土地利用の誘導の手段を有していない。今後、さらなる人口減少が想定される中、本市において無秩序な市街地の乱開発が発生する可能性は低いと考えられる。
- ・そのため、土地利用に関する制度は現行のままとし、市街化区域や用途地域は、当面は設定しないものとする。
- ・ただし、社会情勢の変化により、一定の開発規制の必要性が生じた場合は、地区計画による地区の状況に応じた規制誘導などにより、良好なまちづくりを推進していくものとする。

6—2. 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・既存市街地を拡大せず、緩やかな市街地の集約により、コンパクトで利便性の高いまちづくりを推進する。

②保全（まもる）

- ・過度の混在を避けた、整序ある良好な土地利用の保全・推進を図る。

③活用（いかす）

- ・地区内の既存施設を活かした、便利で快適な市街地を形成する。

2) 都市計画区域内における土地利用の方針

- ・珠洲市では、市街化区域や用途地域を設定しておらず、明確な土地利用の誘導がないことから、良好な居住環境の確保と商工業の振興を図るため、2つの拠点と5つの土地利用区分に区分し、適正な土地利用の誘導を行う。

【拠点】

①まちなか拠点

- ・宝立町、飯田町や正院町・蛸島町においては、住宅密集地域の改善などによる居住環境の向上に努め、商店や診療所などの生活サービスや地域活動を、歩ける範囲でつなぐとともに、拠点相互間をコミュニティバスなどで結ぶ「小さな拠点」による地域づくりを推進する。
- ・市外からの転入や、市内におけるまちなか居住の受け皿となるよう、本市の定住促進を支える拠点として、積極的に居住希望者を募り、また商店の立地を促進するなど、賑わいのあるまちづくりに努める。
- ・港との連携強化や空き地・空き家の有効活用などにより、市民と来訪者との交流・ふれあいのある空間を形成するとともに、祭りなどの歴史資源を積極的に活用し、賑わいの再生とオリジナリティのある地域づくりを進める。
- ・利便性の確保のために、公共交通の充実を図り、拠点間の連携向上に努める。

②交流レクリエーション拠点

- ・鉢ヶ崎総合公園、野々江総合公園、見付公園およびその周辺については、市民の健康づくりや来訪者の観光・レクリエーション活動に供する交流の拠点として、環境の保全や施設整備・施設の有効活用、さらなる魅力づくりに努める。
- ・海岸・森林など良好な自然に恵まれている環境を活かしつつ、郊外の観光資源との連携強化を図り、長期滞在型観光客の誘客を目指す。



【土地利用区分】

①市街地地区

- ・公共施設が集積している飯田町周辺においては、医療・福祉や買い物、行政サービスなど各種公共公益サービス機能が集積する利便性の高い地区として、住居や商店、公共施設等がコンパクトかつ適正に配置された市街地としての充実を図る。
- ・子どもからお年寄りまで様々な年齢層が集い、快適かつ安全に歩き、活動できるように、公共公益施設とその周辺における歩道を主としたバリアフリー化の充実や、公共交通（まちなかバスすずらん）の適正運行・充実を図る。

②居住地区

- ・既存の住宅地内およびその周辺では、地区計画による用途制限も検討するなど、新たな工場などの立地を極力抑制し、周辺の田園や自然環境と調和のとれた、住みやすい居住環境を維持する。幹線道路の沿道に位置する地区は、交通安全施設の充実などにより、安全な生活空間の確保に努める。
- ・本市では、過疎化の進行による空き地や空き家の増加などにより“まち”としての機能が薄れつつあり、一体的なコミュニティとしての維持を図るため、空き家の改修費や家賃の補助、空き家バンク制度の充実などにより利用者・居住者の確保に努めることで、安全で良好な居住空間を維持・形成する。

③産業振興地区

- ・交通利便性の高い珠洲道路の沿道などにおいては、緑豊かな自然環境との共生に留意しつつ、企業誘致条例による工場適地への誘導を行う。
- ・幹線道路沿道などで工場がまとまって立地している地区は、本市の産業の集積地として、周辺の居住環境や自然環境に配慮した上で、産業の振興や就労環境の充実を図る。

④田園集落地区

- ・集落部においては、田園や周囲の自然と共生する生活様式を大切に残しつつ、道路や下水道など身近な生活環境の改善に努め、快適でうるおいある生活環境を充実する。
- ・一団の優良農地は、本市における重要な生産の場として、農地の保全とともに、都市と農村の交流の場としての有効活用により保全を図る。

⑤自然保全地区

- ・丘陵地やその背後に広がる山林は、豊かな自然環境であり、無秩序な開発を控えた保全管理に努めるとともに、自然とふれあうことができる環境の充実を図る。また、土砂災害などの防災対策を推進する。
- ・能登半島国定公園を有する美しい海岸部においては、保安林や砂浜の保全により白砂青松の海岸環境の充実を図り、豊かな自然環境を次世代へ継承していく。また、自然環境の保全に留意しつつも、津波等への防災面の強化や海浜レクリエーションとしての観光面の機能充実を図る。

3) 都市計画区域外における土地利用の方針

①集落部

- ・郊外の集落部では、生活環境の充実を図るとともに、田園や自然環境との共生によるうるおいある地域づくりにより、多自然居住地域づくりや都市と農山漁村の交流を推進する。
- ・また、今後の社会経済動向を見極めながら、財源投資や施設維持管理費の節減ならびに高齢化対策などの観点から、適正な集落のあり方の検討を進める。

②自然地および農地

- ・本市には、美しい海岸や市域の半分以上を占める森林など貴重な自然環境が豊富に残されており、都市部には無い豊かな地域資源を、健康づくりや癒しの場として有効活用を図る。
- ・農地や果樹園等の田園地域では、農協や市場への出荷はもとより、契約栽培による安定経営と、ほ場整備や大型機械化による省力化を推進するとともに、風土に適した新たな品種を生産するなどの検討を行う。

②郊外の交流拠点

- ・道の駅（すず塩田村・狼煙・すずなり）等をはじめとした郊外の交流拠点については、都市計画区域内の3つの交流レクリエーション拠点（鉢ヶ崎総合公園、野々江総合公園、見付公園）と同様に、本市の魅力を知ることができる来訪者の観光・レクリエーション活動に供する交流の拠点として、環境の保全や施設整備、既存施設の有効活用などにより、さらなる魅力づくりに努めるとともに、相互の連携充実を図る。



【土地利用方針図】



6—3. 交通施設整備の方針

1) 基本的な考え方

①約（あつめる）

- ・のと里山空港（能登空港）と直結している珠洲道路などにより、市外からの来訪者を積極的に誘い、交流人口の増加を図る。

②保全（まもる）

- ・老朽化が進む道路や橋梁について、アセットマネジメントの考えも取り入れた積極的な管理を行い、道路ネットワークの安全性の確保を図る。
- ・公共交通の利便性向上により、自動車を利用できない方などの移動手段の確保を図る。

③活用（いかす）

- ・幹線道路沿道に立地する道の駅や、風光明媚な景観を形成する奥能登絶景街道を活かし、市内の交流促進と活性化を図る。

2) 幹線道路

①広域連携軸

- ・主に市外への通勤や広域観光を支える道路として、金沢市やのと里山空港などから本市へのスムーズな誘導を図るため、珠洲道路や国道249号などの道路ネットワークとしての機能維持・充実を図り、特に珠洲道路のうち、市街地を通過する箇所については、早期の整備を進める。

②地域連携軸

- ・本市の市街地を中心に、市内各地を連携し、市民の生活を支えるため、(主)大谷狼煙飯田線、(主)折戸飯田線、(一)高屋出田線などの道路の機能維持・充実とともに、線形不良箇所の改良や災害対策などの安全対策の充実に努める。

3) 都市計画道路

- ・市内における都市計画道路については、概ね整備が完了している。未整備区間については、周辺の交通状況や道路ニーズを鑑み、必要性を検討した上で、整備を進める。



4) 生活道路

- ・高齢社会の本格的な到来などを踏まえ、まちなかを中心として、歩道整備や交通安全施設、消融雪施設の整備などにより、子どもからお年寄りまでが安全かつ快適に歩ける、歩行環境を重視した人に優しい道路整備を推進する。
- ・幹線道路における歩道整備や主要な生活道路における歩車共存化による、主要公共公益施設を連絡する安全な歩行環境を形成するなど、歩行系ネットワークの形成に努める。
- ・4 m未満の細街路については、拡幅による安全性や防災機能の向上に努める。
- ・高齢者の徒歩やカートによる移動に配慮した、バリアフリー・ユニバーサルデザインによる快適な歩行系ネットワークの整備・充実に努めるとともに、歩行系ネットワークの結節点などにおいては、ポケットパークやベンチの整備など、歩行者が休憩できる設備の充実に努める。

5) 自転車用道路

- ・郊外のレクリエーション拠点などを結ぶサイクリングロードの充実など、自転車系ネットワークの形成に努め、トライアスロンなど、自転車に関連したイベントの受け皿として、また本市を自転車で訪れたいくなる・走りたくなる環境の充実に努める。
- ・自転車系ネットワークの形成に際しては、走行指導帯の明示による自動車空間および歩行者空間との分離など、快適かつ安全な走行環境の確保に努める。

6) 公共交通

①市民を対象とした公共交通

- ・本市は、飯田地区を中心としたバス交通が展開されており、珠洲特急・のと鉄道転換バスなどの広域ルート、飯田線・大谷線・木の浦線などの市内を巡るルート、まちなかを循環するまちなかバスすずらんなどのルートが存在している。今後も、市民の重要な移動手段として、バス等による公共交通の充実に努める。
- ・市民の多くが通院や通学に利用している生活バス路線の維持とともに、地域の実情に応じたコミュニティバスや乗合タクシー等の充実に努める。
- ・バス利用に関する補助制度の継続・充実に努め、バスの利用促進を図るとともに、スクールバスや福祉バスの有効活用も含めた、効率的かつ効果的な公共交通のあり方を検討する。

②広域的な公共交通

- ・のと里山空港や七尾市・金沢市等を結ぶ、特急バス等の広域的な公共交通については、本市と鉄道駅や空港との連絡向上を図るためのダイヤの適正設定や、他の自治体との連携により路線の維持や利便性向上を図るとともに、市民の都市部とのアクセス性の向上や、市外からの観光客の来訪促進を図る。

7) 道の駅

- ・市内に存在する3つの道の駅（すず塩田村、狼煙、すずなり）は、ドライバーの休憩施設としての機能だけでなく、本市の魅力の発信や、交流の場となる施設である。そのため、これらの施設の適切な維持管理と、さらなる交流拠点としての魅力向上のために必要な施設整備や施設周辺でのアクティビティメニューの充実を図る。
- ・珠洲道路をはじめとした広域連携軸としての位置付けがある道路の沿道においては、道路利用者のニーズに対応した休憩所や観光案内施設・特産物の販売所としての機能を有した施設整備を検討する。

8) 駐車場・休憩施設

- ・ドライバーの休憩や、本市が有する良好な景観を楽しんでもらうために、椿展望台などの既存の休憩施設の適正な維持管理とともに、ドライバー等のニーズに応じ、郊外の幹線道路沿道における新たな休憩施設の整備を検討する。
- ・特に木ノ浦・大谷・寺家・垂水の滝・雲津などの寄り道パーキングは、ドライバーの休憩場所としての機能だけでなく、本市が有する貴重な景観を楽しめるスポットとなっており、周辺の景観保全とともに施設の保全を図る。
- ・都市計画区域内においては、鉢ヶ崎総合公園や見付公園などの既存施設の駐車場や、公共施設の駐車場なども広く一般ドライバーに開放し、自動車で訪れやすく、ドライバーの負担を軽減できる駐車場としてネットワーク化を図る。

9) 交通安全施設

- ・通学路や主要な生活道路などにおいては、横断歩道やカーブミラー、街路灯などの適切な配置に努め、歩行者の安全性を確保する。
- ・主要な道路や交差点ならびに交通事故の危険性の高い箇所などにおいては、道路照明の設置や交差点改良などを検討する。

10) 案内サイン

- ・珠洲道路をはじめとする主要な幹線道路や歩行系ネットワークの要所においては、周辺の自然環境と調和し、デザイン統一された案内サインを系統的に設置することで、来訪者の観光資源や主要公共施設へのスムーズな誘導を図る。
- ・整備に際しては、国際化に対応し、誰にでも分かりやすいサインとして、シンボルマークやローマ字の併記に努める。

11) その他

- ・冬期の降雪時においては、孤立化を避けるために広域連携軸をはじめとした主要な幹線道路を優先としつつ、生活への影響が大きい生活道路についても、計画的な除雪に努め、市民の円滑な道路ネットワークの確保に努める。
- ・今後の高齢化を見据え、高齢者の運転支援と運転手の確保を目的として、市内における自動運転支援システムの導入に向けた取り組みを推進する。



【交通ネットワーク図】



6—4. 公園緑地などの方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・日常的な憩いの場として、公園やまちなかへの緑化を積極的に推進する。

②保全（まもる）

- ・公園施設の適切な維持管理とともに、規模の大きい公園は防災拠点としての機能強化を図る。

③活用（いかす）

- ・本市が有する自然環境を、水と緑が有機的に連携した回遊ルートとしてネットワーク化を図る。
- ・また、世界農業遺産の活用やクアオルトの取り組みなどを通し、体験型観光の拠点としての活用を図る。

2) 都市計画区域内における公園緑地の方針

①比較的規模の大きい公園・レクリエーション施設

- ・弁天近隣公園や野々江総合公園などの都市公園においては、市民のレクリエーション拠点ならびに災害時における避難地として、今後も整備充実と適切な維持管理に努める。
- ・りふれっしゅ村鉢ヶ崎や見付海岸一帯などにおいては、市外・県外からの来訪者も対象とした大規模なスポーツ大会の会場としての機能充実をはじめ、豊かな自然や温泉等の地域資源を活かした広域的なレクリエーション拠点として、施設の機能充実に努める。
- ・これらの拠点では、樹木や草花の積極的な植栽など、ビオトープに配慮した公園づくりに努め、自然とのふれあいや環境教育の場として自然体験型の施策展開を検討していく。
- ・過去には珠洲市沖を震源とする規模の大きい能登半島沖地震や能登半島地震が発生した経緯があり、総合公園などの比較的大きな施設においては、防災拠点としての機能強化を図る。

②身近な広場・公園

- ・都市計画区域内に整備されている5つの街区公園（正院、城山、柳田、吾妻、さかえ）の適正な維持管理や、ポケットパーク・広場等の充実を図るとともに、市民ニーズに応じた新たな公園や緑地の整備を推進する。
- ・これらの公園・広場は、コミュニティ活動や地域の憩いの場として、アドプト制度による近隣住民自らの手による管理により、今後も維持を図る。

③水と緑のネットワーク

- ・住宅地や幹線道路沿道においては、住民や企業・商店等の協力のもと、プランター等を活用した緑化による緑のネットワーク化を図り、花や緑があふれる、うるおいある地域づくりを推進する。



3) 珠洲市全域における公園緑地の方針

①広域的な公園・レクリエーション施設

- ・ 禄剛埼灯台周辺（狼煙）や奥能登塩田村などの広域的なレクリエーション拠点では、多様なニーズに対応した通年型施設としての更なる充実を図るとともに、施設周辺でのアクティビティメニューの充実やフルシーズンイベント化による交流人口の拡大を目指す。

②富な自然を活用した交流拠点としての活用

- ・ 本市全域に広がる豊かな自然環境を一大テーマ空間として位置づけ、生き物や水・緑とふれあう体験型観光などの交流の場として活用する。

【公園緑地構想図】





6—5. 生活関連施設整備の方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・公共施設の統廃合や広域的な連携強化により、効率的な行政運営および暮らしやすい都市の形成を図る。

②保全（まもる）

- ・老朽化が進む施設の耐震化により、市民の安全性を確保する。
- ・公共施設において伝統技術の伝承や文化活動を推進し、本市が有する歴史・文化を守り育てる。

③活用（いかす）

- ・市民ニーズに応じた、既存の公共施設の有効活用とさらなる機能充実を図る。

2) 公共施設全般

- ・人口減少傾向が続くことが想定されることから、市民が適正な公共サービスを受けられるように、公共施設の適正配置や施設の集約による効率化を図る。
- ・今後も利用する公共施設については、アセットマネジメントの考え方を取り入れ、計画的かつ効率的な管理運営を進める。
- ・災害時にも利用者の安全性を確保し、かつ避難場所として機能するよう、優先度の高いものから施設の耐震化を進める。
- ・統廃合によって利用されなくなった公共施設は、リノベーションによる他の用途への転換を図り、既存ストックとしての有効活用を図る。
- ・まちなか居住の受け皿となる施設や地域交流施設の整備の際には、空き家・空き地を利用した暫定的な利用や実験的な施設運営（社会実験）を通じて、施設の必要性や施策内容を検証しながら実現化を目指す。

3) 文化・教育施設

- ・老朽化がみられる公共施設は、適切なリノベーションを実施し、生涯学習など各種文化活動の場として利用推進を図る。
- ・市の文化活動の中心となるラポルトすずは、今後も適正な維持管理と施設を活用した積極的な文化活動を展開する。
- ・キリコや山車などの歴史的資源ならびに能登杜氏の伝統技術などを、郷土教育や交流活動に活用することを目指す。
- ・中央図書館については、手狭であることや、老朽化が進みかつ耐震基準を満たしていないことから、周辺への移転整備を行い、他の公共施設機能との併設を検討する。

4) 医療・福祉施設

- ・介護予防拠点等を活用した健康づくり対策の推進により、市民の健康寿命の延伸を図る。
- ・一人暮らし世帯などの増加に対応できる、高齢者が安心して住み続けられる、居住環境の充実を図る。

5) 供給処理施設

- ・過疎化や少子化の進展に伴う給水人口の変動を考慮しながら、浄水能力の維持および水質確保を図るとともに、地震等の災害に強い施設整備に努め、安全でおいしい水の安定給水を確保する。
- ・珠洲市公共下水道事業等による下水道整備を推進するとともに、合併処理浄化槽等の普及を図る。また、下水道加入の促進や、PR強化による水洗化率の向上を図り、生活環境のより一層の向上とともに、海・河川などの水質保全に努める。
- ・雨水排水設備の整備により宅地への浸水を抑止し、快適で安全な生活環境確保に努める。

6) 港湾・漁港

- ・飯田港、鵜飼漁港、蛸島漁港、小泊漁港においては、漁港基盤施設や水産加工・流通などの関連施設の充実をはじめ、見附島や弁天島などの景観を活かし、魚釣りや海水浴等の体験型の観光レクリエーション機能の充実を図る。

7) その他の都市施設

- ・近年普及が著しいICT（情報技術）を活用し、公共施設において地域住民への迅速で正確な情報提供や、来訪者への各種地域情報を提供することにより、地域社会の活性化と交流活動の機会拡大を図る。また、市内各地に公衆無線LAN（Free-Wifi スポット）を整備し、来訪者の利便性向上を図る。
- ・ごみ処理施設について、可燃ごみの処理は能登町と共同で運営する奥能登クリーンセンターにおいて固形燃料（RDF）化し、志賀町に立地する石川北部RDFセンターで焼却・発電を行っているが、平成35年3月をもって、この事業による処理を終了することとなったことから、新たな可燃ごみ処理施設の整備を進める。
- ・現在の一般廃棄物埋立処分場は、残余容量が少なくなっていることから、新処分場の整備を行う。
- ・現在、本市に1箇所のみ存在する墓苑は、今後のニーズを踏まえたうえで、公園的要素を兼ね備えた整備を検討する。



【生活関連施設の分布方針図】



6—6. 自然環境保全およびまちなか環境形成の方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・本市が有する貴重な自然環境等を活用し、交流促進、交流人口の拡大につなげる。

②保全（まもる）

- ・自然環境の保全に努め、本市が有する貴重な自然環境を次世代へと継承する。
- ・市街地や集落の住環境の保全により、住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進する。

③活用（いかす）

- ・貴重な自然環境を活用した体験活動の推進や交流プログラムの推進により、市民の憩いの場や交流の場の創出を図る。

1) 自然環境

- ・珠洲の暮らしは、「海、山、川」などの豊富な自然とともに培われてきており、今後もうるおいある自然を本市の共有の財産として、積極的に保全する。
- ・特に、「世界農業遺産」に認定されている里山里海が育んだ希少動物、国内でも有数の透明度を誇る能登半島国立公園などの海岸線をはじめ、豊富な緑を有する丘陵地、倒さスギ・高倉彦神社社叢などの天然記念物ならびに貴重な動植物の生息地は、本市の自然を代表する貴重な自然環境として大切に保全し、次世代へと継承する。
- ・本市が有する豊富な自然環境については、自然観賞や休養などの自然体験型の活動展開や環境教育の推進などを適宜進め、環境の保全に留意しながら交流促進、交流人口の拡大につなげていくものとする。

2) まちなか環境

- ・子供からお年寄りまでが安心して自由に活動ができるように、住宅や公共公益施設、道路・交通機関などの身近な生活関連施設のバリアフリー化を推進する。
- ・道路整備や河川・海岸改修など各種事業推進にあたっては、珪藻土や間伐材等の地場産材の利用や、動植物の生態系に十分配慮した施設整備に努め、市街地や集落部の近郊における河川では、水質浄化や生態系に配慮した多自然型の河川整備を進める。また、透水性舗装の活用により、まちなかの洪水の発生抑制を図る。
- ・市民や企業、行政が互いに協力しながら、ごみのリサイクルの推進や減量化を図る。
- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、資源の枯渇や水・土壌・大気に対する環境負荷の軽減に努め、自然共生型ならびに循環型の社会を構築する。
- ・清潔で快適な環境づくりのために、市民が主体となった河川や側溝、道路沿道の清掃・美化活動に関する取り組み支援や、意識啓発に努める。



6—7. 景観形成の方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・本市が有する貴重な景観を活用し、交流促進、交流人口の拡大につなげる。

②保全（まもる）

- ・禄剛崎や木ノ浦海岸、見付海岸や宝立山など、本市が有する貴重な自然景観を積極的に保全する。

③活用（いかす）

- ・「奥能登絶景街道」「寄り道パーキング」などにより、本市が有する美しく貴重な景観を積極的にPRし、かつ交流の場として活用する。

1) 自然景観

- ・本市には、世界農業遺産に認定されている「能登の里山里海」や、「いしかわの自然百景」に選定されている能登半島国定公園の禄剛崎、木ノ浦海岸、金剛崎、仁江海岸、見付海岸や宝立山など、个性的かつ貴重な自然景観が豊富にあり、これらの景観は、「奥能登絶景街道」として、将来にわたって保全していくとともに、地域の宝として景観形成において積極的に活用していく。
- ・木ノ浦、大谷、寺家、垂水の滝、雲津などの、幹線道路沿いから眺めることができる良好な景観は、「寄り道パーキング」としてPRするとともに、新たな眺望スポットの掘り起こしに努める。
- ・市街地や集落周辺の丘陵山間部ならびに海岸は、四季の彩りを身近に感じることのできる良好な自然景観であり、施設整備や面的な開発の際には眺望に十分な配慮がなされるよう指導に努める。

2) まちなか景観

- ・伝統的な建築様式を活かした落ち着いたある建築物の保全・誘導や、屋敷林の保全やまちなかにおける生垣等の植栽を推進するとともに、屋外広告物のデザインの工夫などにより、市民が愛着を持てるまちなみ景観の形成を図る。
- ・まちなかや道路沿道等において、行政による街路樹の整備とともに、市民による緑化活動を展開し、花と緑の回廊によるうるおいあるまちなみ・緑の空間を形成・演出する。また、特に景観に配慮すべきまちなかにおいては、景観に悪影響を与える可能性がある空き家や空き店舗の解消に努める。
- ・まちなかの道路においては、歩道舗装の改善や憩いの空間・ポケットパークなどの充実を図るとともに、電線類の地中化により、魅力的な道路空間の形成に努める。
- ・まちなかや郊外の道路においては、無秩序な屋外広告物の乱立防止により、良好な道路景観の保全に努める。
- ・本市の長期的かつ統一的な景観の保全・形成のために、本市の景観に関する行動指針である「景観計画」の策定や条例化を検討する。

6—8. 防災の方針

1) 基本的な考え方

①集約（あつめる）

- ・土砂災害などが懸念される集落部については、防災対策の充実とともに、適正な土地利用・集落のあり方を検討する。

②保全（まもる）

- ・老朽化する都市施設等の適正管理により、災害に強い都市づくりを推進する。
- ・土砂災害や洪水、地震や津波などの自然災害や、交通事故や犯罪などそれぞれに対応できるまちづくりを進める。

③活用（いかす）

- ・既存の防災施設を極力有効活用した上で、想定される災害規模に応じた適正な防災施設の整備を推進する。

1) 災害に強い体制づくり

- ・本市は能登半島の先端に位置しており、大規模な自然災害の被害により陸の孤島とならないよう、「珠洲市地域防災計画」に基づき各防災関係機関と市民の協力による安全で安心なまちづくりを推進する。
- ・災害発生時においても迅速かつ的確に対応できるように、市民による自主防災組織の組織化や充実に努めるとともに、行政・市民問わず、平時より避難訓練や防災組織づくり、関連する資機材の備えの充実を図る。

2) まちなかにおける災害対策

- ・市役所や消防・警察・医療などの主要な公共施設等を防災拠点として位置付け、施設の耐震化や防災設備の整備などを推進するとともに、避難場所および避難路等の案内板の整備を図る。
- ・小中学校や公民館など、指定避難所として位置づけられている施設については、耐震化の推進や物資の備蓄に努め、これらの避難所の市民への周知徹底を図る。
- ・ライフライン（上下水道、電気、通信）や消防水利の耐震性向上、ならびに災害時や緊急時の輸送ネットワークの確立を推進し、災害時における市民の安全性の確保を図る。
- ・道路や公園の樹木、ならびに河川沿いの並木などを活用し、延焼遮断空間の整備を推進するとともに、民有地の生垣化等の誘導による地域における防災性の向上を図る。
- ・市街地部で木造建築物が密集している地域においては、建築物の耐火・耐震化の推進や消火活動に必要な細街路の拡幅などにより安全な市街地環境の確保に努める。また、特に老朽化が進み倒壊のおそれがある空き家については、除却も検討するなど、災害の拡大を未然に防ぐ対応を進める。



3) 自然災害の防止

- ・急傾斜地や地滑り危険箇所等における崩壊防止対策を強化するとともに、無秩序な開発を抑制して水源涵養林等を保全する。
- ・豪雨出水等による水害を防止するため、若山川をはじめとする主要河川の改修を推進するとともに、海岸部においては、海岸侵食や高潮対策を推進する。
- ・津波対策として、石川県の津波シミュレーション結果を参考に、まちなかを優先し、津波避難タワーの設置等を検討する。また、標高や浸水エリア、避難路の明示の徹底を図る。
- ・除雪・融雪体制の充実や、消融雪施設の整備などにより、豪雪時においても人や自動車が円滑に通行できるよう、主要な生活道路における安全な道路環境の確保に努める。
- ・土砂災害などが懸念される集落部については、アクセス道路の充実や、ヘリコプター離着陸場の確保など、災害時の孤立化を避けるための措置を平時より備えておくとともに、適正な土地利用・集落のあり方を検討する。

【市内における緊急輸送道路ネットワーク図】



出典：石川県地域防災計画

Suzu City

City Planning of Suzu
Master Plan
2017 - 2027